

【グリーンイノベーション 31】

| | | |
|----------------|--|--|
| 事項名 | 特定電気事業制度の見直し | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定電気事業者は、正当な理由がなければ、その供給地点における需要に応ずる電気の供給を拒んではならず、需要家への供給義務を負う。一方、一般電気事業者には、特定電気事業の供給区域に対する供給義務はない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法第 24 条の 3 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定電気事業制度については、平成 7 年の制度改革以降で当該制度を利用した事業者が僅か 6 社であり、一事業者のみで需要家への最終供給責任を負う制度では、電気と熱を効率的に併用し、運営することが難しいとの指摘がある。したがって、地域エネルギーの効率的な利用に資する一定規模・範囲の特定電気事業者について、一般電気事業者等の複数の電源より、常時電力の供給（系統連系）を受けることが可能となる制度とすべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 分散型電力供給システムのあり方について、エネルギーの効率的な供給の観点に加え、適正な競争環境の整備や需要家保護といった視点も踏まえ、制度のあり方について検討を行う。 |
| | 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。 |
| | 【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 | — |
| 改革事項に対する基本的考え方 | <p>○ 特定電気事業制度については、平成 7 年の制度改革以降で当該制度を利用した事業者が僅か 6 社であり、一事業者のみで需要家への最終供給責任を負う制度では、電気と熱を効率的に併用し、運営することが難しいとの指摘がある。</p> | |

| | |
|------------------|--|
| | <p>○ したがって、地域エネルギーの効率的な利用に資する一定規模・範囲の特定電気事業者について、一般電気事業者等の複数の電源より、常時電力の供給（系統連系）を受けることが可能となる制度とすべきである。</p> |
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定電気事業においては、ピークに合わせた設備の保有が義務付けられている。また、当該エリア内の電気の同時同量を担保する必要があり、熱主電従による高効率運転が難しい。については、系統電力の購入を行うことで効率的な事業運営を可能とすべきである。 ・ 再生可能エネルギーを利用して、工場や集合住宅にて大容量の発電を行い、それらを利用すると同時に、電気自動車への充電などに利用する。その際、電気事業法にて電力供給義務が発生するが、これら運用上の緩和、または廃止し、系統からのバックアップを受けられるようにすることで、不安定な再生可能エネルギーの利用、用途の拡大につながる。 |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、地域エネルギーの効率的な利用に資する一定規模・範囲の特定電気事業者について、一般電気事業者等の複数の電源より、常時電力の供給（系統連系）を受けることが可能となる等、特定電気事業制度の柔軟化の方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。＜平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞ |

【グリーンイノベーション 32】

| | | |
|----------------|---|--|
| 事項名 | 特定供給の関係性の緩和 | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定供給は、電力の供給者と需要者間において、生産工程、資本関係、人的関係、取引等関係、組合設立の何れかの密接な関係がある場合に認められる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法第 17 条、電気事業法施行規則第 21 条 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定供給については、電気事業法施行規則において、電気の供給者と需要者の資本関係・人的関係・組合設立など、関係性が強く求められているが、許可要件が厳格であり、電気の融通が広く普及しない。電気の融通を促進させる観点から、例えば、①電気の供給者・需要者の両者が、共同で融通設備に投資し、電力の売買契約を締結した場合や②子会社が分社した場合等については、組合等を設立せずとも特定供給の関係性を満たすべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 分散型電力供給システムのあり方について、エネルギーの効率的な供給の観点に加え、適正な競争環境の整備や需要家保護といった視点も踏まえ、制度のあり方について検討を行う。 |
| | 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。 |
| | 【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 | — |
| 改革事項に対する基本的考え方 | <p>○ 特定供給については、電気事業法施行規則において、電気の供給者と需要者の資本関係・人的関係・組合設立など、関係性が強く求められているが、許可要件が厳格であり、電気の融通が広く普及しない。</p> | |

| | |
|------------------|--|
| | <p>○ 電気の融通を促進させる観点から、例えば、①電気の供給者・需要者の両者が、共同で融通設備に投資し、電力の売買契約を締結した場合や②子会社が分社化した場合等については、組合等を設立せずとも特定供給の関係性を満たすべきである。</p> |
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 密接な関係としての組合設立（供給者と供給の相手方が共同して組合を設立し、かつ長期にわたり継続して発電設備を保有する等）では、共同して長期に事業リスク等を負うことを懸念して企業の参入が進まない。 ・ 電力融通の円滑化の観点から、子会社が分社化した場合についても、特定供給の「人的」要件を満たして欲しい。 |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、電気の融通を促進させる観点から、例えば、①電気の供給者・需要者の両者が、共同で融通設備に投資し、電力の売買契約を締結した場合や②子会社が分社化した場合等については、組合等を設立せずとも特定供給の関係性を満たすこと等、特定供給制度の柔軟化の方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。＜平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞ |

【グリーンイノベーション 33】

| | | |
|----------------|---|--|
| 事項名 | 特定供給の対象となるエリア概念の拡大 | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定供給については、専ら一の建物内又は経済産業省令で定める構内（さく、へいその他の客観的な遮断物によって明確に区画された一の構内「一の需要場所」）の需要に応じ、電気を供給するための発電設備により電気を供給するときなどを除き、経済産業大臣の許可を受けなければならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法第 17 条、電気事業法施行規則第 21 条 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行の特定供給の制度では道路を隔てた建物間には電気事業法における「一の需要場所」には該当しないため、自由な電力融通ができない。したがって、地域コミュニティを活用した電気の融通を促進させる観点から、「一の需要場所」のエリア概念を拡大すべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 分散型電力供給システムのあり方について、エネルギーの効率的な供給の観点に加え、適正な競争環境の整備や需要家保護といった視点も踏まえ、制度のあり方について検討を行う。 |
| | 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。 |
| | 【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 | — |
| 改革事項に対する基本的考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 現行の特定供給の制度では道路を隔てた建物間には電気事業法における「一の需要場所」には該当しないため、自由な電力融通ができない。 ○ したがって、地域コミュニティを活用した電気の融通を促進させる観点から、「一の需要場所」のエリア概念を拡大すべきである。 | |

| | |
|------------------|--|
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域一帯でマイクログリッド（例えば、複数の再生可能エネルギー発電設備を地域で保有し、地域内で電力融通を行う）を行う場合、「一の需要場所」でないことから特定供給ができず、コミュニティ内での最適なエネルギー利用が構築できない。 ・ 電気の融通の実施にあたっては、コスト面の観点から、需要家の歯抜け（電気の融通に参加しない世帯）を防ぎ、一定の低炭素化に資する広域的な地域を「一の需要場所」とすべきである。 |
| <p>改革案</p> | <p>○ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、地域コミュニティを活用した電気の融通を促進させる観点から、例えば道路を隔てた建物間での電気の融通を可能とするなど、特定供給制度の「一の需要場所」のエリア概念の拡大等、特定供給制度の柔軟化の方向で検討し、結論を得論を得た上で、速やかに措置する。＜平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞</p> |

【グリーンイノベーション 34】

| | |
|--------------------|---|
| <p>事項名</p> | <p>低圧託送料金制度の創設</p> |
| <p>規制・制度の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般電気事業者の託送供給約款においては、一般電気事業者及び特定規模電気事業者（電力小売を行う事業者）等が、発電・調達した電気を一般電気事業者が運営する送配電網を介して、需要家に供給する取扱いを定めている。（なお、託送供給約款については電気事業法に基づき経済産業大臣が認可） <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気事業法第 24 条の 3 に基づく、各一般電気事業者の電気供給の託送供給約款に規定。 |
| <p>改革の方向性（当初案）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 託送料金制度は、高圧以上の送電線の利用ルールしか設定されていないため、太陽光発電が設置できない集合住宅等において、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置し電力融通を行う場合などの際に、既存の電力線を利用できない。また、地域レベルでの低圧の電力受け渡しについて、既存の電力線を利用できない。したがって、行政は既存の電力線を活用して円滑な電力融通を行う観点から、一般電気事業者に対して、選択約款により、低圧託送の利用が対応可能な旨を周知し、対応を促すべきである。 |
| <p>担当府省の回答</p> | <p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定規模電気事業者（PPS）については、託送義務は存在するが、太陽光発電の余剰買取制度が存在し、低圧が自由化されていない現状では低圧託送のニーズが限定的と考えられる。ただし、今後、再生可能エネルギーの固定価格買取制度の導入に伴う競争環境整備、分散型電力供給システムのあり方等を検討する中で、託送制度についても検討を加えることとしている。 ・ なお、当事者間の合意に基づき一般電気事業者が託送を行う行為については、電圧を問わず制度上禁止されていない。 ・ また、託送料金制度においては選択約款制度は |

| | | |
|--------------------|--|---|
| | | 存在しない。 |
| | 【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容 | ・ 現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において検討中。 |
| | 【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 | — |
| 改革事項に対する 基本的考え方 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 託送料金制度は、高圧以上の送電線の利用ルールしか設定されていないため、太陽光発電が設置できない集合住宅等において、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置し電力融通を行う場合などの際に、既存の電力線を利用できない。また、地域レベルでの低圧の電力受け渡しについて、既存の電力線を利用できない。 ○ したがって、行政は既存の電力線を活用して円滑な電力融通を行う観点から、一般電気事業者に対して、低圧託送が相対契約等で対応可能な旨を周知し、対応を促すべきである。 |
| 具体例、経済効果等 | | ・ 現在、既設の配電網のある場所は、自営線を引けない状況にあり、特別高圧及び高圧までの料金メニューしかない。太陽光発電の買取制度の導入拡大は、配電網の利用が不可避となることから、低圧部分の託送料金は必要となる。 |
| 改革案 | | ○ 総合資源エネルギー調査会 電気事業分科会（制度環境小委員会）等において、既存の電力線を活用して円滑な電力融通を行う観点から、一般電気事業者の低圧託送による相対契約等が対応可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、一般電気事業者に対して、当該対応の早期実施を促し、併せて、その旨を国民に広く周知する。＜平成 22 年度中検討・結論、結論を得次第措置＞ |

【グリーンイノベーション 35】

| | |
|---|--|
| <p>事項名</p> | <p>ガス導管事業の用に供する導管の道路占用許可</p> |
| <p>規制・制度の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス導管の敷設については、道路法における道路占用の特例が、ガス事業法に定める一般ガス事業又は簡易ガス事業の用に供するガス管に限定されており、ガス導管事業の用に供するガス管については対象となっていない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法第 32 条、第 33 条、第 36 条、道路法施行令第 9 条、国土交通省事務連絡（平成 16 年 3 月 30 日付、国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達） |
| <p>改革の方向性（当初案）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス管の敷設については、一般ガス事業または簡易ガス事業の用に供するガス管については道路占用許可が特例的に与えられているが、ガス導管事業はその対象となっておらず、円滑なガス導管整備ができない。したがって、低炭素社会の実現に向けた導管敷設促進の観点から、ガス導管事業（一般ガス事業の供給区域外を含む）についても、一般ガス事業の用に供するガスインフラと同様の取扱いとすべきである。 |
| <p>上記改革の方向性への 考え方</p> <p>担当府省の 回答</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法第 36 条に基づく占用の特例の対象とするか否かの判断にあたっては、一般公衆の生活と密接な関係を有し、公益性が高いという観点から、個別の事業法において一般利用者に対する役務提供義務を設けていること等を踏まえて判断しているところであり、ガス導管事業に係るガス管について特例の対象とすることは困難である。ただし、道路法第 33 条の基準に適合すれば、ガス導管事業に供するガス管の占用は可能である。 ・ なお、国土交通省においては、経済産業省からガス導管事業者によるパイプラインの設置計画等の情報提供を受け、当該情報を関係道路管理者に対して提供するなど、円滑な設置に配慮 |

| | | |
|--------------------|--|--|
| | | している。 |
| | 【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容 | ・ ー |
| | 【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等 | ・ ー |
| 改革事項に対する 基本的考え方 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー基本計画においては、省エネ、省CO2化の観点から、天然ガスへの燃料転換の加速及び低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するためのガス供給網の拡大を掲げている。 ○ ガス管の敷設については、一般ガス事業または簡易ガス事業の用に供するガス管については道路占用許可が特例的に与えられているが、ガス導管事業はその対象となっておらず、円滑なガス導管整備ができない。 ○ 特に、ガスパイプラインに関しては、道路における敷設が一般に長大であり、複数の地方公共団体を跨ぐこともあることから、調整に時間がかかる。さらに、道路法第33条の許可要件では、道路管理者が道路の敷地外に余地がない場合に許可できるとしたものであり、一定条件を満たした場合においても、特定の場所で円滑な敷設が進まない恐れもあり、敷設計画が立てにくい。 ○ 一方、国土交通省は、経済産業省からガス導管事業者によるパイプラインの設置計画等の情報提供を受け、当該情報を関係道路管理者に対して提供しているところ、情報提供のみでは円滑な設置に対応しているとは言い難い。 ○ したがって、省エネ・省CO2化に資する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設 |

| | |
|------------------|---|
| | <p>円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまることなく、両省が協議のうえ、道路占用許可を優先的に取扱うことができるよう、対応を検討すべきである。</p> |
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 16 年に創設されたガス導管事業に対しては、道路占用許可特例の対象となっていないことから、円滑なガス導管整備が困難となっている。 ・ エネルギー基本計画においては、低炭素社会の実現に向けて、一般ガス事業の供給区域外を中心としたガスインフラネットワークの整備促進が課題とされており、一般ガス事業の用に供するガスインフラと同様に、円滑な整備促進が求められている。 |
| <p>改革案</p> | <p>○ 省エネ・省 CO2 化に資する天然ガス供給拡大のためのガスパイプラインの敷設円滑化という公共性の高さ及び政策的課題の実現の観点から、経済産業省及び国土交通省は、事業者によるパイプラインの設置計画等を関係道路管理者に情報提供することにとどまることなく、両省が協議のうえ、道路占用許可を優先的に取扱うことができる方向で対応を検討し、結論を得る。その上で、国土交通省は関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。＜平成 23 年度中検討・結論・措置＞</p> |

【グリーンイノベーション 36】

| | |
|-------------------------------------|---|
| <p>事項名</p> | <p>行政によるガス工事・通信工事跡の受託復旧費用の抑制</p> |
| <p>規制・制度の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路管理者は、ガス工事・通信工事後、道路の構造を保全するために必要があると認める場合又は道路占用者の委託があった場合には、道路の占用に関する工事で道路の構造に関係のあるものを自ら行うことができる。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法第 38 条、国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長補佐通達（平成 20 年 3 月 25 日 |
| <p>改革の方向性（当初案）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路占有事業者（一般ガス事業者、通信会社等）が道路工事を行った場合、原則として、当該事業者が舗装復旧を行うこととなっているが、地方公共団体によっては、行政が受託復旧を行い、その復旧費用を占有事業者に支払うよう命じてくる場合があり、復旧費用は自社で復旧するより割高となっている事例もある。したがって、工事の効率性、費用負担等を勘案し、施工を行った道路占有事業者が行う、または道路占有事業者を含めた競争入札により、舗装復旧を行うべきである。 |
| <p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路の占用に関する工事については、本来、道路占有者が行うべきものであるが、当該工事が、道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれにかんがみ、道路管理者が「道路の構造を保全するために必要があると認める場合」等においては、道路の占用に関する工事で道路の構造に関係のあるものを自ら行うことができることとされている。 ・ 当該工事は、競争入札等により施工者を決定しており、同工事のうち占用に関する工事に係る費用は、道路占有者の負担となるが、当該工事の完了後に精算するなど、工事の落札状況に応じた適切な額となるよう留意することとしている。 |

| | | |
|----------------------------|--|---|
| | <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ ー |
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ ー |
| <p>改革事項に対する 基本的考え方</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ○ 道路法第 38 条においては、道路管理者が自ら 占用工事を行うことができるのは「道路の構造 を保全するために必要があると認める場合」又 は「道路占用者の委託があった場合」に限定さ れている。 ○ これにより、道路占用事業者（一般ガス事業者、 通信会社等）が道路工事を行った場合、原則と して、当該事業者が舗装復旧を行うこととなっ ているが、地方公共団体によっては、行政が受 託復旧を行い、その復旧費用を占用事業者に支 払うよう命じてくる場合があり、復旧費用は自 社で復旧するより割高となっている事例もあ る。 ○ 当該工事は、競争入札等により施工者を決定し ているとの回答であるが、入札が徹底していな いとの指摘もあり、道路占用事業者（一般ガス 事業者、通信会社等）を入札に参加させない合 理的な理由もない。 ○ したがって、工事の効率性、費用負担等を勘察 し、施工を行った道路占有事業者が行う、また は道路占有事業者を含めた競争入札の徹底に より、舗装復旧を行うべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ コスト面での非効率性はもとより、占用事業者 による自社復旧であれば、道路施工時におい て、近隣住民等に対する工事説明等を実施して いることから、自社責任かつ迅速・円滑に施工 できることから、道路利用者の不利益も最小限 に抑制できる。 ・ 国土交通省道路局路政課道路利用調整室課長 |

| | |
|------------|--|
| | <p>補佐通達（平成 16 年 3 月 30 日付）では、道路管理者がガス事業者に対して、工事を行う時期を明確にしていない場合や道路管理者が求める復旧工事に係る費用が実績に応じたものでないとの指摘から、道路法の規定に基づく適切な取扱いの徹底を周知しているところであるが、改善が図られていないとの指摘もあることから、取扱いの見直しが必要である。</p> |
| <p>改革案</p> | <p>○ 道路占用事業者（一般ガス事業者、通信会社等）が道路工事を行った場合について、工事の効率性を高め、費用負担等を軽減する等の観点から、施工を行った道路占有事業者が行う、または道路占有事業者を含めた競争入札の徹底により、舗装復旧を行う方向で検討し、結論を得る。その上で、関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。〈平成 23 年度中検討・結論・措置〉</p> |

【グリーンイノベーション 37】

| | | | | | | | |
|--|--|----------------------|--|-------------------------------------|---|--|---|
| <p>事項名</p> | <p>ガス事業託送約款料金算定規則における減価償却費算定方法の緩和</p> | | | | | | |
| <p>規制・制度の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス導管事業者が新規に導管を敷設する場合、託送供給料金の算定基礎となるガス導管の減価償却にかかる耐用年数は法人税の定める耐用年数（鋳鉄製導管：22年、鋳鉄製導管以外の導管13年）を上回る30年が適用される。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス事業託送供給約款料金算定規則第7条（別表第1第1表）、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（別表第二） | | | | | | |
| <p>改革の方向性（当初案）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ ガス導管事業者が敷設するガス管については、新規敷設導管について単独料金を設定した場合、他の導管の託送料金水準に比べて高額となるため、財務会計上採用している減価償却とは別の計算方法（30年）で算定しているが、一般ガス事業者が供給区域外で同様にガス管を敷設した場合には適用されない。したがって、低廉な託送料金水準による需要家利益の拡大を図る観点から、一般ガス事業者が行う供給区域外のガス導管事業についても、ガス導管事業者と同様の取扱いとすべきである。 | | | | | | |
| <p>担当府省の回答</p> | <table border="1"> <tr> <td data-bbox="276 1368 636 1610"> <p>上記改革の方向性への考え方</p> </td> <td data-bbox="636 1368 1372 1610"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般ガス事業者が行う供給区域外のガス導管事業についても、託送料金算定の基礎として、30年の減価償却費算定方法を認めるかどうかについては、今後、実態を踏まえながら検討を行う予定。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 1610 636 1803"> <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> </td> <td data-bbox="636 1610 1372 1803"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、「低炭素社会におけるガス事業のあり方検討会」において導管敷設に関するインセンティブについて検討中であり、本要望についてもその中で取り上げる予定。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="276 1803 636 1993"> <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> </td> <td data-bbox="636 1803 1372 1993"> <ul style="list-style-type: none"> ・ </td> </tr> </table> | <p>上記改革の方向性への考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般ガス事業者が行う供給区域外のガス導管事業についても、託送料金算定の基礎として、30年の減価償却費算定方法を認めるかどうかについては、今後、実態を踏まえながら検討を行う予定。 | <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、「低炭素社会におけるガス事業のあり方検討会」において導管敷設に関するインセンティブについて検討中であり、本要望についてもその中で取り上げる予定。 | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ |
| <p>上記改革の方向性への考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般ガス事業者が行う供給区域外のガス導管事業についても、託送料金算定の基礎として、30年の減価償却費算定方法を認めるかどうかについては、今後、実態を踏まえながら検討を行う予定。 | | | | | | |
| <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、「低炭素社会におけるガス事業のあり方検討会」において導管敷設に関するインセンティブについて検討中であり、本要望についてもその中で取り上げる予定。 | | | | | | |
| <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ | | | | | | |

| | |
|-----------------------|---|
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ エネルギー基本計画においては、省エネ、省CO2化の観点から、天然ガスへの燃料転換の加速及び低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するためのガス供給網の拡大を掲げている。 ○ ガス導管事業者が敷設するガス管については、新規敷設導管について単独料金を設定した場合、他の導管の託送料金水準に比べて高額となるため、財務会計上採用している減価償却とは別の計算方法（30年等）で算定しているが、一般ガス事業者が供給区域外で同様にガス管を敷設した場合には適用されない。 ○ したがって、ガス供給網の敷設促進及び低廉な託送料金水準による需要家利益の拡大を図る観点から、一般ガス事業者が行う供給区域外のガス導管事業についても、ガス導管事業者と同様の取扱いとすべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般ガス事業者が行う供給区域外のガス導管事業については、供給区域内を含めた料金設定ができないため、単独料金を設定した場合、新規敷設導管敷設時と同様の課題を内包している。 ・ エネルギー基本計画においては、低炭素社会の実現に向けて、一般ガス事業の供給区域外を中心としたガスインフラネットワークの整備促進が課題とされており、低廉な託送料金水準による天然ガスシフトを加速させる観点から、対応が必要である。 |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 低炭素社会におけるガス事業のあり方検討会において、ガス供給網の敷設促進及び低廉な託送料金水準による需要家利益の拡大を図る観点から、一般ガス事業者が供給区域外で行うガス導管事業について、ガス導管事業者と同様に託送料金の算定に財務会計上採用している減価償却とは別の計算方法（30年等）を適用する方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。＜平成22年度中検討・結論、結論を |

得次第措置>

【グリーンイノベーション 38】

| | | |
|-------------|--|---|
| 事項名 | 準工業地域におけるバイオガスの製造の適用除外 | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 準工業地域内においては、可燃性ガスの製造にかかる事業にかかる建築物は、建築してはならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第48条第10項、同別表第2（用途地域等内の建築物の制限）、建築基準法施行令第130条の9の5 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> 下水処理場等で発生する消化ガスには都市ガスの原料となるメタンが多く含まれており、都市ガスの原料として利用することが可能であるが、準工業地域内では可燃性ガスの製造事業にかかる建築ができないため、当該製造ができない。製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しないことから、建築基準法の適用除外とすべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | <ul style="list-style-type: none"> 建築基準法第48条は、用途地域ごとの目的に応じて各用途地域に建築することのできる建築物の用途を制限しているが、個別の計画について、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、可燃性ガスの製造工場を建築することが可能である。 |
| | 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 | <ul style="list-style-type: none"> 「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり、現行制度で対応可能。 |
| | 【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 | <ul style="list-style-type: none"> 「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり、現行制度で対応可能。 |

| | |
|----------------------------|---|
| <p>改革事項に対する 基本的考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ○ 下水処理場等で発生する消化ガスには都市ガスの原料となるメタンが多く含まれており、都市ガスの原料として利用することが可能であるが、準工業地域内では可燃性ガスの製造事業にかかる建築ができないため、当該製造ができない。 ○ 建築基準法では、特定行政庁が安全上若しくは防火上の危険の度若しくは衛生上の有害の度が低いと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合には、可燃性ガスの製造工場を建築することが可能としているところ。一方、可燃性物質であるアセチレンガスの製造については、建築基準法施行令で適用除外とされている。 ○ したがって、下水処理場を所有する地方公共団体の公共性の高さ及び省エネ・省CO2化に資す政策的課題の実現の観点から、製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しない下水処理場等で発生バイオガスについて、建築基準法施行令で適用除外とすべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオガスは、エネルギー利用という点では十分に利用されていない。特に、下水処理場等で発生する消化ガスは、通常、自家使用以外に利用用途がなく、自家使用を超える余剰分については廃棄されている。今後、こうした余剰消化ガスを都市ガス品質まで高度に精製し、活用することが期待されている。 ・ 用途地域における用途制限については、経済社会の変化、国民のニーズ、技術進歩等に対応して、不断に見直すべきである。 ・ 政府は、地球温暖化防止、循環型社会の形成等の観点から、バイオマスの利活用推進を進めており、2009年6月に施行されたバイオマス活用促進基本法では、バイオマスを供給する関連事業の創出のため、必要な施策を講ずることと |

| | |
|------------|--|
| | <p>している。今後のバイオガスの利活用推進に向けた取組みを阻害することのないよう、現実的な対応をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本緩和により、下水処理場を所有する地方公共団体での取組みが進展する。 |
| <p>改革案</p> | <p>○ 下水処理場を所有する地方公共団体の公共性の高さ及び省エネ・省 CO2 化に資す政策的課題の実現の観点から、製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しない下水処理場等で発生バイオガスについて、建築基準法施行令で適用除外とする方向で検討し、結論を得た上で、速やかに措置する。 <平成 23 年度中検討・結論・措置></p> |

【グリーンイノベーション 39】

| | |
|-----------------|---|
| <p>事項名</p> | <p>ガスパイプラインのインフラ整備に資する占用許可要件等の柔軟化・明確化</p> |
| <p>規制・制度の概要</p> | <p>【概要】</p> <p>○河川</p> <p>＜河川縦断時の埋設許可要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川縦断時の埋設許可要件については、河川敷地の占用許可に関して、「工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること」、工作物設置許可に関して、「河川の縦断方向に上空又は地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないもので治水上支障のないものを除き設けないものとする」と、「縦断的に設置しないことを基本とするものとする」と定められている。 <p>＜河川区域内での防護装置＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川区域内での防護装置については、「圧力管を設置するときは、二重構造とするものとする」と定められている <p>○道路</p> <p>＜農業用道路の占用許可要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業用道路は、土地改良法により、土地改良施設と規定されており、土地改良施設をガス工作物の設置の用に兼ねて供する場合には、地方公共団体等との協議を行うことができると規定している。（許可要件については明確となっていない。） <p>＜港湾道路の占用許可要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・港湾道路は、港湾法により、港湾施設と規定されており、港湾区域内の工事には港湾管理者の許可が必要と規定している。（許可要件については明確となっていない。） <p>＜高速道路の占用許可要件＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路については、道路法による道路とされており、道路法により認められる義務的占用の |

| | |
|--|--|
| | <p>対象として規定されている。</p> <p>○公共用地等</p> <p><公共用地等における占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別法（河川法・道路法等）に定めのない公共用地（例えば、法定外公共物（いわゆる赤道）や企業団地の形成を目的とした用地取得で区画等が未整備の用地等）は、国有財産法及び地方自治法において、その用途又は目的を妨げない限度において、貸し付け、又は私権（地上権等）を設定することができるかとされている。 ・ また、都市公園については、公園管理者は、公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさない場合等に限り、許可を与えることができると規定している。 <p><根拠法令></p> <p>○河川</p> <p><河川縦断時の埋設許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法第 24 条、建設省河政発第 67 号（平成 11 年 8 月 5 日付、建設事務次官通達）第 8 第 2 項第 5 号、国河治第 71 号（平成 14 年 7 月 12 日付、工作物設置許可基準）第 4 第 6 項、第 17 第 1 項第 1 号 <p><河川区域内での防護装置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川法第 26 条第 1 項、国河治第 71 号（平成 14 年 7 月 12 日付、工作物設置許可基準）第 17 第 1 項第 2 号 <p>○道路</p> <p><農業用道路の占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良法第 2 条第 2 項第 1 号、法第 5 6 条第 2 項 <p><港湾道路の占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾法第 2 条、港湾法 37 条 1 項、各港湾管理者（地方公共団体等）の定める条例等 <p><高速道路の占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路法第 32 条 <p>○公共用地等</p> |
|--|--|

| | |
|--|--|
| | <p><公共用地等における占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国有財産法第 18 条、地方自治法第 238 条の 4 ・ 都市公園法第 6 条 |
| <p>改革の方向性（当初案）</p> | <p>○河川</p> <p><河川縦断時の埋設許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川縦断時の埋設許可要件については、単に工作物を河川縦断方向に設けないという規定ではなく、治水上問題とならない場合は原則可とすべきである。 <p><河川区域内での防護装置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 圧力管については、安全性の確保が検証されれば、必ずしも二重構造とせず、治水上問題とならない仕様による設置の許可とすべきである。 <p>○道路</p> <p><農業用道路・港湾道路の占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用道路及び港湾道路については、許可要件を明確化し、道路法に準じた取扱い（義務的占用）とすべきである。 <p><高速道路の占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であるが、許可基準（手続き・技術的基準）が明確でないことから、一般道路等と同様に整備（一般道の場合、条例等で明記）すべきである。 <p>○公共用地等</p> <p><公共用地等における占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共用地等における占用許可については、個別協議等により占用可能となっている。道路と同様に義務占用の対象とするか、または公益的事業施設に優先的に占用を許可すべきである。 |
| <p>担 当 府 省 の 回</p> | <p>上記改革の方向性への 考え方</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地改良区の所有する農業用道路（主にあぜ道等）におけるガスパイプラインのインフラ整備を行う具体的事例が想定されるのかは必ずしも明らかではなく、また、これらは私人間の協議で決定されるものであり、特段土地改良法 |

で規制しているものではない。なお、同法第56条第2項については、土地改良区の管理する土地改良施設が他の用途に供されることが適当となった場合に、その管理の方法等について土地改良区が地方公共団体等に協議を請求することができるものであり、本件のように事業者から協議を行うことを規定しているものではない。

- ・ また、地方公共団体が所有する農業用道路については、上記の公共用地等と同様の扱いとなっている。

【国土交通省】

<河川縦断時の埋設許可要件>

多くの場合、河川は軟弱で不安定な状態であることから構造物の設置には細心の注意が必要である。堤防等においては地盤の状況によっては不均一な数m単位の大きな沈下を生じたり、洪水による大きな洗掘を受ける可能性があるため、工作物の埋設は治水問題となることが多い。このため、やむを得ない河川の横断等にあたって、基礎の対策を十分に施した橋梁や河川から十分深い安定した地下のトンネル等の方法の場合に限って認めているところであり、上記方向性に対応することは困難である。

<河川区域内での防護装置>

圧力管が損傷した場合には、内容物が噴出し、河川水の汚染や堤防の損傷による破堤など重大な被害を生じるおそれがある。このため、施設の十分な安全性の確保を求めるものであり、安全性を確実に確保するための技術的な基準として、圧力管は二重構造とすることとしている。

<高速道路の占用許可要件>

道路法第36条に基づく占用の特例（義務占用物

| | | |
|--|-------------------------------------|--|
| | | <p>件)の対象は、道路法に基づく、全ての道路を対象としており、その許可基準も同様である。</p> <p><港湾道路の占用許可要件></p> <p>港湾法においては、第37条第1項の規定に基づき、港湾区域(水域)又は港湾隣接地域(陸域)において占用等をしようとする者は、港湾管理者(地方公共団体等)の許可を受けなければならない旨を規定しているが、港湾区域(水域)又は港湾隣接地域(陸域)における占用等に係る事務、港湾施設の占用等に係る事務は、各港湾管理者が各地方の実情に応じ、自らの判断と責任において処理できる「自治事務」として整理されており、各港湾管理者が条例等を定めて処理しているところ。</p> <p>このため、各港湾管理者が具体の事務処理を遂行する上で必要となる、許可要件その他の事項について、国が一律に定めることはできないが、港湾管理者に対し検討を促す文書を発出することとする。</p> <p><公共用地等(都市公園)></p> <p>ガスパイプラインについては、都市公園法第7条第3号「水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの」として占用物件の対象となるものであり、現行制度において都市公園本来の機能を阻害しない範囲で設置が認められており、都市公園における個別の物件・施設の許可にあたっては、各自治体において公益性等を考慮の上、判断されるもの。</p> <p>.</p> |
| | <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> | <p>【国土交通省】</p> <p><公共用地等(都市公園)></p> <p>都市公園法に基づき、占用物件の地下占用については、各自治体において公益性等を考慮の上、公園計画や公園利用との整合・調整を図りつつ認めているところであり、ガスパイプライ</p> |

| | | |
|--|---|---|
| | | <p>ンについても現行制度で対応可能。</p> <p>＜港湾道路の占用許可要件＞ 港湾区域内の占用等の許可は、港湾管理者が行う自治事務であり、各港湾管理者が各港湾の実情に応じてすべきものであるが、港湾区域の占用等に関し、平成22年度中に港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、その結果を踏まえ港湾管理者に対し検討を促す文書を発出することとする。</p> |
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 【国土交通省】 <p>＜河川縦断時の埋設許可要件＞ 多くの場合、河川の地中部は軟弱あるいは変動しやすい状態にあることから、堤防下に圧力管路等を縦断的に埋設すると、地盤沈下等に伴い周辺に空洞を生じ、洪水時に浸透を助長して破堤等の甚大な被害を生じることが懸念される。また、縦断占用は堤防の補強や河川を横断する他の工作物の施工や構造に大きな制約を与えたり、水防活動の杭打ち等の支障となるなど、治水上の支障となることが考えられる。</p> <p>＜河川区域内での防護装置＞ 現状では、「安全性の確保が検証」されているか「治水上問題とならない仕様による設置」が想定している構造としては、二重構造以外にはないため、ただちに変更することは困難と考えているが、そのような構造が新たに実用に供されるのであれば、ご提示して頂ければ検討してまいりたい。</p> <p>＜公共用地等（都市公園）＞ 地下に埋設されるガスパイプラインについて、都市公園法において、一定の基準に適合する場合に一律に許可を与えなければならないとすること（義務占用）は、樹木の良好な生育、地</p> |

| | | |
|----------------------------|--|--|
| | | <p>下水の涵養等を阻害することもあり得ることから、適当ではない。</p> |
| <p>改革事項に対する 基本的考え方</p> | | <p>○河川 <河川縦断時の埋設許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度においては、河川が軟弱で不安定な状態であるとの認識のもと、やむを得ない河川の横断等にあたってのみ、埋設を認めているところ。建設省河政発第 67 号（平成 11 年 8 月 5 日付、建設事務次官通達）では、河川縦断時の埋設許可要件について、「工作物は、原則として河川の縦断方向に設けないものであり、かつ、洪水時の流出などにより河川を損傷させないものであること」、「河川の縦断方向に上空又は地下に設ける工作物は、設置がやむを得ないもので治水上支障のないものを除き設けないものとする事」、「縦断的に設置しないことを基本とするものとする事。」と定められており、縦断時の埋設許可が原則禁止であることが記載されているが、技術的基準などの要件が明確に定められているとは言い難い。 ・ 本件は、河川近傍のガス管敷設に伴い、河川の一部を縦断する必要が生じた場合の技術的基準の明確化を求めるものである。 ・ したがって、河川近傍のガス供給網の円滑な敷設の観点から、河川縦断時の埋設許可要件について、単に工作物を河川縦断方向に設けないという規定ではなく、治水上問題とならない技術的基準等を明確化すべきである。 <p><河川区域内での防護装置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川区域内で圧力管が損傷した場合には、内容物が噴出し、河川水の汚染や破堤など重大な被害を生じるおそれがあることから、河川区域内での防護装置については、「圧力管を設置するときは、二重構造とするものとする事」と定められてい |

るところ、二重構造としなければならない技術的基準などの要件が明確に定められているとは言い難い。

- ・したがって、川近傍のガス供給網の円滑な敷設の観点から、河川区域内での防護装置について、単に圧力管を設置するときは、二重構造とするものとするということという規定ではなく、一重構造を可能とする治水上問題とならない技術的基準等を明確化すべきである。

○道路

<農業用道路・港湾道路の占用許可要件>

(農業用道路)

- ・農業用道路（主に、耕耘機等の小型車や、トラクター・コンバイン等のように大型でも低速度の農業用機械が通行できる舗装道路等が対象（地方公共団体及び土地改良区が所有）となる。いわゆるあぜ道ではない。）にかかる占用許可要件については、土地改良法で規制しているものではないところ、農業用道路を所有する地方公共団体及び土地改良区等が判断する要件が明確化されていない。
- ・一方、農業用道路の規制については、その機能や交通管理施設は道路法等を準用している。
- ・したがって、社会インフラの整備にかかる農業用道路の占用許可要件等について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、道路法に準じて（義務的占用）の取扱いが可能となるようすべきである。

(港湾道路)

- ・港湾道路にかかる占用許可要件については、港湾法において、港湾区域（水域）又は港湾隣接地域（陸域）において占用等をしようとする者は、港湾管理者（地方公共団体等）の許可を受けなければならない旨を規定しているところ、港湾道路を管理する港湾管理者が判断する要件が明確化されていない。

| | |
|------------------|---|
| | <p>一方、港湾道路の規制については、その機能や交通管理施設は道路法等を準用している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・したがって、社会インフラの整備にかかる港湾道路の占用許可要件等について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、道路法に準じて（義務的占用）の取扱いが可能となるようすべきである。 <p><高速道路の占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であるが、許可基準（手続き・技術的基準）が明確でない。 ・したがって、高速道路にかかる占用許可要件について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、一般道路等と同様に整備（一般道の場合、条例等で明記）すべきである。 <p>○公共用地等</p> <p><公共用地等における占用許可要件></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガスパイプラインについては、都市公園法第7条第3号「水道管、下水管、ガス管その他これらに類するもの」として占用物件の対象となるものであり、現行制度において都市公園の機能を阻害しない範囲で設置が認められているところ、都市公園における許可については、個別協議等によるものとなっている。 ・したがって、社会インフラの整備にかかる都市公園の占用許可要件等について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、都市公園の機能を阻害しない範囲で、道路と同様に義務的占用の対象とするか、または公益的事業施設に優先的に占用を許可すべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー基本計画においては、天然ガスへの燃料転換の加速、低廉かつ安定的な天然ガスの供給を拡大するため、ガス供給網の拡大、連携強化を目指すとしている。 ・今後未整備エリアに長距離にパイプラインを整備するなかで河川近傍に敷設するケースが多くなっていくことから、通常の埋設が認めら |

| | |
|------------|---|
| | <p>れば、コストダウン・工期短縮が可能となる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業用道路及び港湾道路について、道路法上の道路と同様に義務占用が認められれば、占用許可取得にかかる時間を短縮できる。また、占用条件が明確化されれば、個別折衝によらず、浅層埋設など通常の道路で行われる工事の許可を受けることができる。 |
| <p>改革案</p> | <p>○河川 <河川縦断時の埋設許可要件・河川区域内での防護装置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 河川近傍のガス供給網の円滑な敷設の観点から、河川の一部を縦断する場合における埋設許可要件について、単に工作物を河川縦断方向に設けないという規定ではなく、治水上問題とならない技術的基準等を明確化する方向で検討し、結論を得る。<平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論> ・ また、河川区域内での防護装置についても、単に圧力管を設置するときは、二重構造とするものとするという規定ではなく、一重構造を可能とする治水上問題とならない技術的基準等を明確化する方向で検討し、結論を得る。<平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論> <p>○道路 <農業用道路></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 社会インフラの整備にかかる地方公共団体及び土地改良区が所有する農業用道路の占用許可要件等について、農林水産省は円滑かつ統一的な運営を図る観点から、地方公共団体等が行っている事務についての実態調査を行い、道路法に準じた（義務的占用）取扱いや、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体等に対して、当該事務の取扱いを通知する。<平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論・措置> |

<港湾道路>

- ・社会インフラの整備にかかる港湾道路の占用許可要件等について、国土交通省は円滑かつ統一的な運営を図る観点から、港湾管理者が行っている事務についての実態調査を行い、道路法に準じた（義務的占用）取扱いや、占用条件の明確化が可能となる方向で検討し、結論を得る。その上で、関係港湾管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。<平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論・措置>

<高速道路の占用許可要件>

- ・高速道路については、道路法に基づく義務的占用の対象であるが、許可基準（手続き・技術的基準）が明確でないことから、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、一般道路等と同様に整備（一般道の場合、条例等で明記）するよう検討し、結論を得る。その上で、関係道路管理者に対して、当該事務の取扱いを通知する。

<平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論・措置>

○公共用地等

<公共用地等における占用許可要件>

- ・社会インフラの整備にかかる都市公園の占用許可要件等について、円滑かつ統一的な運営を図る観点から、都市公園の機能を阻害しない範囲で、道路と同様に義務占用の対象とするか、または公益的事業施設に優先的に占用を許可するよう検討し、結論を得る。その上で、関係地方公共団体に対して、当該事務の取扱いを通知する。<平成 22 年度検討開始、平成 23 年度中結論・措置>

【グリーンイノベーション 40】

| | | |
|--------------------|--|--|
| <p>事項名</p> | <p>事業系一般廃棄物の3R促進</p> | |
| <p>規制・制度の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、一般廃棄物の運搬または処理を委託する場合には、一般廃棄物の収集運搬又は処分業の許可を有する者等へ委託しなければならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第6項 | |
| <p>改革の方向性（当初案）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系一般廃棄物について、廃棄物の量および形状から自治体が処理困難な場合がある。このような場合、排出事業者が産業廃棄物として処理委託をすることは、排出事業者責任の見地から適切であり、かつ自治体の負担を軽減する結果となる。 ・ したがって、事業系一般廃棄物について、排出事業者が産業廃棄物処理業者へ委託することを可能とするべきである。 | |
| <p>担当府省の回答</p> | <p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により対応困難と考える。 | |
| | <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> | |
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法上、市町村は、一般廃棄物の処理について、統括的な責任を有するものと解されているところ、市町村による一般廃棄物の処理が困難であることは、当該市町村が一般廃棄物処理業の許可をする基準となっており、処理困難な事業系一般廃棄物については、一般廃棄物処理業者による処理を確保することが可能である。 ・ 御要望のように事業系一般廃棄物を産業廃棄物として処理委託をすることができるとした | |

| | | |
|--|--|--|
| | | <p>場合、当該廃棄物の一般廃棄物・産業廃棄物の区分が排出事業者の判断に委ねられることとなるが、現在、一般廃棄物の総排出量の約30%（平成20年度）が事業系であることから、排出事業者の判断により一般廃棄物の処理体系が多大な影響を受けることになる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 市町村は区域内の一般廃棄物の発生量及び処理量を見込んで、一般廃棄物を円滑・完全に処理する体制を整備するが、事業系一般廃棄物か産業廃棄物かの区分を排出事業者の判断に委ねてしまうと、市町村が事業系一般廃棄物の発生量を適切に見通して、その収集運搬・処分に係る計画を定めることが極めて困難となり、市町村の一般廃棄物処理事業に著しい支障が生じる。・ つまり、一般廃棄物の発生量及び処理量が排出事業者の判断で大きく変動するため、市町村が適正な規模を見込んで整備した一般廃棄物処理施設が過大なものとなり、公費の無駄が発生し、一般廃棄物処理に従事する人員が過剰になり、大きな社会的コストが生じたり、逆に、見込みを大幅に超える事業系一般廃棄物を市町村が処理することとなった場合、その処理が滞り、生活環境保全上の支障が生じたりすることになる。・ これまで、事業系一般廃棄物のうち、その排出や処理の実態から見て産業廃棄物として処理することがふさわしいものについては産業廃棄物に区分を変更しており、直近では、平成19年に、物流業に係る木製パレットを産業廃棄物に移行させている。廃棄物の適正な処理が可能な体制を確保しつつ、御要望の趣旨にお応えするには、同様の方法により対応することが適当である。 |
|--|--|--|

| | |
|-----------------------|--|
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物・産業廃棄物の区分に関わらず、同一性状の廃棄物は一括で処理を行う方が効率的・効果的であり、経済コストの削減が可能となる。また、排出事業者が適正処理できるものについては、事業者自身が再資源化・適正処理に積極的に取り組んでいくことが肝要である。 ・ 特に事業系一般廃棄物について、廃棄物の量および形状から自治体が処理困難な場合、産業廃棄物施設で処理を行わざるを得ない状況が生じており、実態に応じた見直しを行うべきである。 ・ 現在は、汚染者負担原則に立ち、排出事業者責任により処理すべきものを産業廃棄物とし、その他を一般廃棄物としているが、法施行時からの処理技術向上も踏まえ、広域的処理によって規模の経済を働かせ、効率的な適正処理を進めるという観点から、本来は廃棄物の性状・排出量・処理困難性等に応じて、排出事業者が委託先を柔軟に選択できるよう、見直しを行うべきである。 ・ 但し、排出事業者の判断によって一般廃棄物の処理体系が大きく変動する可能性も考慮し、まずは広域的にリサイクルを促進する上で障害となっている紙くず・木くずについて、一般廃棄物・産業廃棄物の区分を見直すべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費期限の切れた食品廃棄物や非常食、引越し時に企業などから大量に排出される一般廃棄物や、ブロック塀・砂利、ふとん、マットレスのような自治体の処理困難物については、結果的に産業廃棄物処理施設で処理を行わざるを得ない場合が多く、実態に応じた見直しを行うべきである。 ・ 引越に伴う不要家具類は、引越運送業者の引き取りが可能となっているが、市町村による引き取りが困難であり、産業廃棄物処理施設で処理をせざるをえない場合がある。 |

| | |
|------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体の処理困難物は、自治体が選定する適切な処理業者に再委託できることとなっているが、この場合、処理費用は一旦自治体を介することとなり、発生頻度を鑑みても、法律に則った適正な運用は極めて困難である。 ・ 大量排出に備え、自治体が処理施設の稼働率に余裕を持たせている場合もあり、効率的処理が行えないことによって処理費用の増加に繋がっているとすれば問題である。 ・ 廃棄物の区分については、平成 14 年 11 月 22 日に中央環境審議会において取りまとめられた「今後の廃棄物・リサイクル制度の在り方について（意見具申）」において、廃棄物の性状、排出量、処理困難性等の問題から、市町村責任の下で処理が円滑に行われているとは言い難いものについて個々に産業廃棄物へ振り分けていく考え方が適当であるとされているところである。当該考え方に則り、改めて一般廃棄物・産業廃棄物の区分を見直すことについても検討すべきである。 ・ 例えば、業種限定を受けている産業廃棄物の紙くず、木くずは、同一の製品、性状であっても排出場所の事業者の業種により一般廃棄物と産業廃棄物に区分されるが、一般廃棄物の処理責任は市町村であるため、産業廃棄物と比較して広域的かつ効率的にリサイクルを行う際の障害になっているという指摘がある。これらはあらゆる事業活動から発生するが、指定業種から排出されるもの以外は一般廃棄物とされている。昭和 45 年の法施行時から処理技術は向上しており、業種限定が単に大量排出を根拠としているのであれば、見直しを行うべきである。 |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 木くず及び紙くずについて、産業廃棄物の業種指定を撤廃すべきである。＜平成 23 年度中措置＞ |

【グリーンイノベーション 41】

| | | |
|--------------------|---|---|
| <p>事項名</p> | <p>一般廃棄物処理業の許可取得の柔軟化</p> | |
| <p>規制・制度の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項 | |
| <p>改革の方向性（当初案）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物の業の許可は、自治体が策定する一般廃棄物処理計画に基づいて行われるが、それを理由に過度に厳しい規制が課せられることによって新規参入が阻害されることがあってはならない。 ・ したがって、特に処理計画に明確に定めることの難しいという理由で、経済実態の変化に応じた事業系一般廃棄物の処分業に関する柔軟な許可取得が妨げられている実態がある場合には、国が当該自治体に事実上の改善勧告を行うことなどによって、その改善に努めるべきである。その第一歩として、事業系一般廃棄物処分業の許可についての実態調査を行うべきである。 | |
| <p>担当府省の回答</p> | <p>上記改革の方向性への考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により対応困難と考える。 |
| | <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> | |
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理業の許可を与えるかどうかは、一般廃棄物処理計画等に照らし、市町村が自治事務として行う一般廃棄物の処理を円滑完全に遂行するのに必要適切であるかどうかという観点から、これを決すべきものであり、市町村長の自由裁量に委ねられているものと解さ |

| | | |
|-----------------------|--|--|
| | | <p>れている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、新規許可については、判例において、「既存の許可業者等によって一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われてきており、これを踏まえて一般廃棄物処理計画が作成されているような場合には、市町村は、これとは別にされた一般廃棄物収集運搬業の許可申請について審査するに当たり、一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施させるためには、既存の許可業者等のみを引き続きこれを行わせることが相当であるとして、当該申請の内容は一般廃棄物処理計画に適合するものであるとは認められないという判断をすることもできるものというべきである」(平成16年1月15日最高裁第1小法廷判決)とされているところである。 ・ 地方公共団体の自治事務に対しては、地方自治法第2条第13項において、国の特別配慮義務が定められているほか、国の関与は法律上厳しく制限されている。そのような中で、市町村が適法に行った一般廃棄物処理業許可の判断に国が関与し、市町村の自由裁量を制限することは、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を実施する仕組みに改めていくという地域主権改革の趣旨にもそぐわない。 ・ 以上のことから、許可についての実態調査は、十分な必要性が認められない。 |
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処分業の許可に係る審査においては、「一般廃棄物処理計画」における発生量を超える場合は許可がおりないことが多いという指摘があるが、本来は処理計画に規定される適正な処理を行う能力を有しているか否かによって判断されるべきである。実際、能力検定試験に合格し、適正な知識と技能を有していれば許可をおろす自治体も多く存在している。 ・ 産業廃棄物処理施設の許可について、同様の性 |

| | |
|------------------|--|
| | <p>状の一般廃棄物を処理する場合は届出で可能とされているが、当該処理を業として行う場合には業の許可を取得することが困難であるため、有効に活用することができていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業の育成という観点でも、新規参入を阻害することによって高度な新技術の導入や事業者間の競争が行われなことは問題である。 ・ 今後更にリサイクルを促進させていく必要性を鑑みると、経済実態に左右され、処理計画に明確に定めることが難しい事業系一般廃棄物の処分業に関する許可取得について、適切なりサイクルを行うような場合には柔軟な許可取得を可能とするべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者責任に基づき、排出事業者が3Rを推進するにあたって、処分業の許可を有するものが限定されているため、廃棄物の処理方法及び処理先の選択肢が制限されてしまっているという指摘がある一方で、能力認定試験に合格し、適正な知識と技能を有していれば許可がおりる自治体とそうでない自治体があり、新規参入が阻害されているという指摘もある。 |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理計画を厳密に定めることが難しい事業系一般廃棄物の処分業に関する柔軟な許可取得が妨げられている実態がある場合には、国が当該自治体に事実上の改善勧告を行うことなどによって、その改善に努めるべきである。その第一歩として、事業系一般廃棄物処分業の許可についての実態調査を行うべきである。＜平成23年度中措置＞ |

【グリーンイノベーション 42】

| | | |
|--------------------|---|---|
| <p>事項名</p> | <p>企業グループでの産業廃棄物の自ら処理の促進</p> | |
| <p>規制・制度の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。また、運搬または処分を委託する場合、委託先は収集運搬または処分の業の許可を取得している事業者でなければならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、7条、11条、12条、14条 | |
| <p>改革の方向性（当初案）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物を排出する事業者とそれを減量・リサイクル可能な事業者との関係が持分法適用の関係会社の場合であっても、廃棄物処理法上で企業グループとしての自ら処理は認められないため、減量・リサイクルをするために廃棄物処分業の許可を取得する必要があるとの運用がされている。この結果、企業グループにおける3Rが阻害されている。 ・ したがって、同一グループ企業内や同一敷地内における一体的な事業で発生する廃棄物について、責任の所在が明確である場合には、事業を一体とみなすことによって、自ら処理を可能とするべきである。 | |
| <p>担当府省の回答</p> | <p>上記改革の方向性への考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により、対応困難と考える。 |
| | <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> | |
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 他者の産業廃棄物の収集又は運搬並びに処分を業として行おうとする者については、廃棄物処理法上、産業廃棄物処理業の許可が必要とされている。これは、①産業廃棄物は、自由な処分に任せているとぞんざいに扱われるおそれ |

| | | |
|--|-----------------------|---|
| | | <p>があり、生活環境保全上の支障を生じる可能性が常にあることや、②産業廃棄物の処理委託契約は、逆有償の関係（当該産業廃棄物の受け渡しと同時に処理料金を受領）にあるため、産業廃棄物処理業者が、処理コストを捻出せず、不法投棄等の不適正処理を行いやすいインセンティブが働くこと、等を踏まえ、業として産業廃棄物の処理を行う行為を一般的に禁止した上で、必要な施設・能力等を有し、かつ、欠格要件に該当しないことを審査したうえで、産業廃棄物の処理を適正に実施することができる者と認められる者についてのみ当該行為を行うことができることとしているものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企業グループといえども、各企業は別個の法人主体であり、その目的及び業務内容等も当然のことながら異なっている。仮に、他者の排出した産業廃棄物を処理するに当たり業の許可を不要とすると、前述の処理業許可制度の趣旨が担保できなくなるので、これを悪用して自ら処理であると称した無許可での廃棄物処理行為が行われ、しかもこのような違法行為に対する行政処分等もできなくなってしまうおそれがあり、結果として産業廃棄物の不適正処理の温床となりかねない。 ・ したがって、御提案の内容への対応は困難である。 |
| | <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法において、産業廃棄物の処理は事業者自らが行うことを原則としており、最大限自ら処理を行うことで資源の有効活用を行うべきである。 ・ 廃棄物処理法上における排出者責任の対象は、個々の法人格という運用がなされているため、企業グループ協同による3R推進が可能であっても、廃棄物処分業の許可を取得するのは非現実的であることから、法人毎に廃棄物の処理または委託を行う必要があり、事務処理の煩雑 |

化やコスト増に繋がっている。

- ・ グループ企業の廃棄物ボイラ施設が近隣にある場合であっても、自社の施設ではないという理由で廃棄物燃料を別途委託処分せざるを得ないような場合もあり、エネルギーの有効利用や低炭素化の推進という観点からも問題である。
- ・ グループ企業や一体的な事業で発生する廃棄物については、その性状・構造に関する情報が企業間で共有され、高度な処理・リサイクル等につながることを期待される。こうした取組みを円滑に推進する観点からも、一体的な処理は有効と考えられる。
- ・ 事業を一体としてみなすことは、排出事業者による自ら処理を進めることを目的としているのであって、処理業許可制度の趣旨から逸脱するものではない。また、自ら処理と称した無許可での廃棄物処理行為に対しては、現行法に規定されている罰則の対象となることによって、行政処分を行うことは可能であり、このことが産業廃棄物の不適正処理を引き起こすものではない。
- ・ また、「事業者」の解釈は、その自己処理責任をどの範囲の者に及ぼすかの問題であると同時に、産業廃棄物処理業の許可を要する者の範囲をどう解するかにもかかわる問題であり、廃棄物を排出する事業者が複数であってもはならない根拠はない。むしろ「排出事業者」を限定することによって、逆に産業廃棄物処理業の許可を要する者の範囲を広げ、国民の営業の自由に対する制約を拡大する結果をもたらす可能性があるという東京高裁の判決も出ている。
- ・ 不法投棄防止の観点が必要であるが、責任の所在が明確である場合には、一体として排出事業者とみなすことによって自ら処理を認めるべきである。

| | |
|------------------|---|
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営上の理由等によって分社化した場合、従来の自ら処理が適用されず、更なるコストをかけて廃棄物処理業者への委託を行うか、子会社が処理業の許可をとる必要が生じるため、大きな負担となる。 ・ 廃棄物を自己処理できる親会社が商品を製造し、その子会社が卸売業として販売するケースなど、廃棄物の性状としては同じものであるが、子会社が親会社に処理委託をとした場合に、親会社は処理業の許可を取得しなければならない。 ・ 製造工場やコンビナートなど、同一敷地内において一体的に事業を行う場合、個々の法人格毎に廃棄物の処理を行うことで事務処理の煩雑化やコスト増に繋がっているという指摘がある。 ・ 連結の一つのグループに属するような資本関係がある場合、実態として親会社が経営をコントロールしており、別法人であっても、子会社が何らかの瑕疵を起こした場合には親会社にも株価等を通じて、社会的・経済的責任が課されることから、責任の所在が明確である場合には一体的な処理を認めるべきである。 |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同一グループ企業内や同一敷地内における一体的な事業など、サプライチェーンと工場敷地内で発生する廃棄物について、責任の所在が明確である場合には、事業を一体とみなすことによって、自ら処理を可能とするべきである。〈平成 23 年度中措置〉 |

【グリーンイノベーション 43】

| | |
|--------------------|---|
| <p>事項名</p> | <p>関連性の強い複数排出事業者の連携による3Rの促進</p> |
| <p>規制・制度の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。また、運搬または処分を委託する場合、委託先は収集運搬または処分の業の許可を取得している事業者でなければならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、7条、11条、12条、14条 |
| <p>改革の方向性（当初案）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ テナントビル、ショッピングモール、商店街など、複数の事業者が共同して3Rを推進することが適切かつ可能な場合がある。このような場合、マニフェストはビルの管理会社等が自らの名義で交付等の事務を行ってもよいとされているが、委託契約は個々の事業者が締結する必要がある。しかし、個々のテナントが処理委託契約を締結することは現実的ではなく、かつ複数の排出事業者の連携による3Rを阻害している。 ・ したがって、当事者間の契約に基づき、これらのグループを代表するものが排出事業者となることで、全体の廃棄物の3R促進および適正な処理委託を可能とするべきである。 |
| <p>担当府省の回答</p> | <p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により、現行制度下で対応可能と考える。 <p>【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約締結に関し、委任状を交付し委任するのであれば、各テナント会社はその排出事業者責任までをも転嫁しうるものではないが、ビル維持管理会社等が一括して委託契約を締結することは可能である。 ・ なお、廃棄物処理法上、産業廃棄物の処理を委託する場合には、当該産業廃棄物の処分の場所 |

| | | |
|-----------------------|--|--|
| | | <p>や、受託者の許可の範囲等を記載した委託契約書により行うことを義務付け、委託者である排出事業者に、受託者が適切に当該産業廃棄物の処理の事業を行えるかどうかを確認させ、排出事業者責任の徹底を図っているところであり、この趣旨からは、委託者である排出事業者が受託者と自ら直接契約を締結することが望ましい。</p> |
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> | |
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法において、産業廃棄物の処理は事業者自らが行うことを原則としており、最大限自ら処理を行うことで資源の有効活用を行うべきである。 ・ 排出事業者が、自ら処理の責任を果たす上で、同じ商業施設等に入居している複数の会社および個人事業者など、同一エリアにおいて一体的に企業活動を行っている複数の会社等が連携し、3Rへの取組みを推進することは有効である。 ・ マニフェストはビルの管理会社等が自らの名義で交付等の事務を行ってもよいとされているが、委託契約は個々の事業者が締結する必要があり、入れ替わりの多いテナント等との契約に係る事務コストが煩雑化している。 ・ 複数の会社が共同して開催する展示会等の会場から排出される廃棄物など、契約に基づき、代表者が排出事業者となることで全体の廃棄物の3R促進および適正処理を行っている事例もあり、責任の所在が明確な場合について、こうした取組みを促進すべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「事業者」の解釈は、その自己処理責任をどの範囲の者に及ぼすかの問題であると同時に、産業廃棄物処理業の許可を要する者の範囲をど |

| | |
|------------|---|
| | <p>う解するかにもかかわる問題であり、廃棄物を排出する事業者が複数であってはならない根拠はない。むしろ「排出事業者」を限定することによって、逆に産業廃棄物処理業の許可を要する者の範囲を広げ、国民の営業の自由に対する制約を拡大する結果をもたらす可能性があるという東京高裁の判決も出ている。</p> |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ テナントビル、ショッピングモール、商店街など、複数の事業者が一定エリアにおいて事業活動を行っている場合等、廃棄物の排出管理が共同で行われている場合、契約締結に関し、管理契約または委任状等方法による委任により、ビル維持管理会社等が一括して自らの名義において委託契約等の事務を行うことが可能であることを周知徹底する。＜平成 23 年度中措置＞ |

【グリーンイノベーション 44】

| | |
|-------------|---|
| 事項名 | 動脈物流を活用した食品リサイクルの促進 |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。また、運搬または処分を委託する場合、委託先は収集運搬または処分の業の許可を取得している事業者でなければならない。 <p>＜根拠法令＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条、7条第1項、第6項、12条、14条 ・ 同法施行令第2条 ・ 同法施行規則第10条の3 ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第19条、第21条 |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法においてはフランチャイズチェーンの本部および加盟店が一体として排出事業者となり、3Rを推進することが認められていないため、店舗への商品配達の戻り便を利用した売れ残り商品等の回収を行うことができない。そのため、店舗ごとの排出量が少量であるフランチャイズチェーン業態のリサイクル率向上が阻害されてしまっている。また、動植物性残渣は業種によって産業廃棄物か否かが規定されており、大量排出する場合であっても一般廃棄物として処理を行う必要が生じている。 ・ したがって、本部等の責任において適正処理を行う場合には、許可を取得することなく動脈物流を活用した収集運搬を広域的に行えるようにするとともに、食品リサイクル法における対象事業者であれば産業廃棄物として取扱うべきである。 |
| 担当 | <p>上記改革の方向性への考え方</p> <p>【農林水産省・環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のように既存制度で対応可能である。 |

| | |
|--|---|
| <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> | <p>【農林水産省・環境省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物は、不要物であるために占有者の自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、不法投棄等の生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有していることから、法による適切な管理下に置く必要がある。 ・ そのため、廃棄物処理法では、一般廃棄物の処理を業として行う場合は、原則として市町村長の許可を受けなければならないとしている。 ・ 一方、食品リサイクル法においては、再生利用品の使用を促進するため、再生利用事業計画の認定を受けた場合には、当該計画の範囲内において、認定事業者である食品関連事業者の委託を受けて再生利用事業に利用する食品循環資源の収集又は運搬を業として行う者は、廃棄物処理法上の一般廃棄物の収集運搬業の許可を不要とする特例制度を設けており、本検討項目はこの特例制度を活用することにより、対応可能となっている。既にコンビニエンスストア等も農畜産物の購入可能なスーパーマーケット等と組んで認定を受け、再生利用に取り組んでいる実績もあり、広域的にチェーン展開している事業者にも活用されている。 ・ このため、本検討項目については、まずは、当該認定制度の利用を検討していただきたいと考える。 |
| <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> | |
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニエンスストア業態のようなフランチャイズチェーンにおいては、再資源化を行うに当たって、需要予測の精緻化による食品廃棄物の発生抑制に努めることはもちろんのこと、各店舗からの排出量が少量であることなどから効率的な回収を行う際の課題が多く、広域的な |

回収によって経済合理性のある仕組みを構築することが有効である。

- ・ 配送センターから各店舗に商品を配送する際に食品循環資源を同時に回収する「戻り物流」を活用した仕組み作りの検討が開始されている。戻り物流の活用は、物流コスト削減のみならず、個々の加盟店が一般廃棄物処理業者に個別に収集運搬を委託した場合と比較して CO2削減効果も高く、低炭素社会の構築にも貢献できるが、現在は廃棄物処理法等の厳格な規制によって、効率的な回収による再資源化処理が阻害されてしまっている。
- ・ 食品リサイクル法においては、肥料化または飼料化が求められるが、賞味期限切れの弁当等の食品廃棄物は塩分含有量が多く、肥料化に適していない場合もある。また、飼料化にあたっては、腐敗を防止する必要があることから、都心部から遠方のリサイクル施設まで冷蔵車で運搬する必要が生じ、多大な費用負担に繋がる場合もある。
- ・ また、食品リサイクル法の特例措置である再生利用事業計画（リサイクルループ）の認定を受けることによって、収集運搬に係る業の許可が不要となるが、同時に再資源化された肥飼料から作られる農畜産物の 50%以上を購入する義務が生じるため、全国展開を行うコンビニエンスストア業態のように規模が大きく、商品ライフサイクルの早い業態においては、企業の商品開発要件及び安定的な引取り量が折り合わない。こうした業態の特性により、スーパーなどとの共同申請は容易ではない。
- ・ したがって、適正かつ効率的な食品リサイクルを促進するためにも、同一チェーン内での収集運搬について、チェーン本部が受け渡しに係るトレーサビリティを確保し、衛生管理等の責任を負うなどの一定の要件を満たす場合につい

| | |
|------------------|--|
| | <p>ては、本部・加盟店舗・収集運搬事業者を一体とみなし、一般廃棄物処理業の許可を不要とするべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ また、動植物性残渣は業種によって産業廃棄物か否かが規定されており、大量排出する場合であっても一般廃棄物として処理を行う必要が生じており、食品リサイクル法の対象事業者が取扱う動植物性残渣は産業廃棄物として取扱うべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニエンスストアから発生している賞味期限切れの弁当・惣菜等の食品廃棄物の発生量は約 11～12kg/日、全国 42,000 店で推計すると、年間約 17 万トンにも達している。業態毎に食品リサイクルの目標値はあるものの、単体重量のある廃食油や倉庫での期限切れ商品といった分母の大きい分によって店舗のリサイクル率を上げている現状があるという意見もある。実際、食品小売業別の食品リサイクル率目標 45%に対し、平成 20 年度コンビニエンス業態のリサイクル率は 20%程度に留まっている。 ・ 食品リサイクル法の特例を検討したことがある企業は多いにも関わらず、実際に取得しているコンビニエンスストア等の業態はわずか 2 件であり、対象店舗も加盟店舗の一部に限定されていることから、特例制度が有効に活用されているとは言い難い。 ・ 一方、自社の車で広域的に回収することによって委託と比べて大幅なコスト削減を実現している企業もある。 ・ 配送センターから各店舗に商品を配送する際に食品循環資源を同時に回収する「戻り物流」を活用した仕組みの検討がモデル事業として始まっているが、食品廃棄物は「試験研究」として取扱われており、こうした取組みを実際に事業展開していくためにも、現行規制の見直し |

| | |
|------------|--|
| | <p>を行うべきである。</p> |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 食品リサイクル法の特例制度について、再生利用事業計画（リサイクルループ）に係る農畜産物の購入要件に、リサイクルループ以外で再資源化された肥飼料から作られた農畜産物も含めるなどの見直しを行うべきである。＜平成 23 年度中措置＞ ・ 食品リサイクル法の対象事業者が取扱う動植物性残渣は産業廃棄物として取扱うべきである。＜平成 23 年度中措置＞ |

【グリーンイノベーション 45】

| | | |
|-------------|---|---|
| 事項名 | 優良事業者による合理的な範囲での再委託の実施 | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法においては、委託を受けた産業廃棄物の処理を他人に再委託する行為は原則禁止とされている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 14 項 ・ 施行令第 6 条の 12 ・ 施行規則第 10 条の 6 の 3、10 条の 7 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法においては再委託が原則として禁止されているため、複数の収集運搬業者が連携して効率的な運搬を行うことが困難である。 ・ したがって、不法投棄を防止しながら物流の効率化を図るため、優良な産業廃棄物収集運搬業者については、排出事業者に通知することによって再委託をすることを可能とするべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により、対応困難と考える。 |
| | 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 | |
| | 【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理業者は、委託を受けた産業廃棄物の処理を自ら適正に処理できることを前提として許可を受けているものであるから、その処理業務を更に他人に委託することは、許可制度の趣旨から望ましくない。 ・ 排出事業者がその責任を果たすためには、産業廃棄物の処理を委託する場合であっても、自らの意図したとおりに当該産業廃棄物の処理が行われていくことが必要であり、排出事業者から委託された産業廃棄物が排出事業者の意思 |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| | | <p>を確認することなく再委託を行うことは、たとえ処理を受託する者が優良事業者であったとしても、その処理についての責任の所在を不明確にし、不適正処理を誘発するおそれがあるため、認められるものではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、御提案の内容への対応は困難である。 |
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業界全体としては、再委託（＝アウトソーシング）により効率化及びCO2排出量の削減が推進されているにも関わらず、廃棄物処理法では不適正処理を防止する観点から、原則として業務の再委託が禁止されており、静脈物流の効率化や廃棄物処理の合理化が妨げられている。 ・ また、廃棄物処理業の産業としての発展のためには健全な優良事業者の育成が重要であり、法を遵守し、効率的・効果的な処理を促進しようとする優良な事業者の事業活動が、過度な規制によって阻害されることがあってはならない。 ・ したがって、不法投棄を防止する必要があるが、排出事業者が適正処理の行える優良事業者を選定し、処理の委託を行っている場合には、柔軟に再委託を行うことを可能とすべきである。 ・ 適正な処理を行う優良な事業者に再委託を認めることは、静脈物流の効率化のために有用であり、性状に応じた適正処理の促進にも繋がる。静脈物流の合理化を図ることによって、収集運搬コストの低減に加え、排出量の変動にも柔軟に対応しやすくなる。 ・ なお、排出事業者へ通知をすることによって、排出事業者の意思を委託先の産業廃棄物処理業者に伝えることは十分に可能である。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出者側において臨時に排出物が増加するなどの事情が生じた場合や、廃棄物処理業者側において車両の手配が困難な場合、新たな処理業者が契約を排出者と締結するまで当該廃棄物 |

| | |
|-----|--|
| | <p>は蓄積されることになってしまう。</p> <ul style="list-style-type: none"> 排出事業者は、マニフェストによって廃棄物の一連の流れを確認可能であり、適正処理を担保することは可能である。 |
| 改革案 | <ul style="list-style-type: none"> 健全な廃棄物業者を育成し、不法投棄を防止しながら物流の効率化を図るため、許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物収集運搬業者については、排出事業者に通知することによって再委託をすることを可能とするべきである。〈平成 23 年度中措置〉 |

【グリーンイノベーション 46】

| | | |
|-------------|--|---|
| 事項名 | 積替え保管の許可基準の明確化 | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 収集運搬してきた車両から積換え地点以降の運搬の用に供される車両への廃棄物の積み替え及び運搬が、連続して行われる場合は、保管行為とはみなされない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条、第 14 条第 1 項・第 12 項 ・ 同法施行令第 6 条 ・ 昭和 60 年 7 月環衛 82 号 「産業廃棄物の保管行為に係る事務処理について」 ・ 平成 17 年 3 月 25 日環境省大臣官房廃棄物・リサイクル策部産業廃棄物課長通知環廃産発第 050325002 号「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」（平成 16 年 3 月 19 日閣議決定）」において平成 16 年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について（通知）」 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ コンテナ輸送等廃棄物が飛散しない容器を用いて運搬する場合には、小型車両から大型車両への積み替え、運搬途中で滞留しない形での駐車については積み替え保管の許可が不要であるが、許可取得を指導する自治体がある。 ・ したがって、小型車両から大型車両への積み替え、運搬途中で滞留しない形での駐車については積み替え保管の許可が不要である旨通知すべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により、現行制度下で対応可能と考える。 |
| | 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 17 年に発出した「規制改革・民間開放推進三か年計画」（平成十六年三月十九日閣議決定）において平成十六年度中に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について」 |

| | | |
|-----------------------|--|--|
| | | <p>に示すおとおり、産業廃棄物のコンテナ輸送を行う過程で、貨物駅又は港湾において輸送手段を変更する作業のうち、次の1. 及び2. に掲げる要件のいずれも満たす作業については、廃棄物処理法施行令に定める積み替え保管行為には該当しない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封し、当該容器をコンテナに封入したまま行う輸送において、輸送手段の変更を行うものであること。 2. 当該作業の過程で、コンテナが滞留しないものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記の内容について、今後とも各地方公共団体に対し、周知徹底を図ってまいりたい。 |
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> | |
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 積み替え保管については、保管場所について許可が必要であるが、運送途中での大型便などへの積み替え目的での駐車についても許可取得を求められる場合があり、円滑な物流がなされるよう、運用の明確化を図るべきである。 ・ 現行発出されている通知は、産業廃棄物のコンテナ輸送を行う過程における貨物駅又は港湾において輸送手段を変更する作業に限定されており、運送途中での大型便への積み替えなど、飛散等の措置がとられている場合における駐車についても明確化を行うべきである。 |

| | |
|------------------|---|
| <p>具体例、経済効果等</p> | |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型車両から大型車両等への積替えについて、封入する産業廃棄物の種類に応じて当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない水密性及び耐久性等を確保した密閉型のコンテナを用いた輸送、又は産業廃棄物を当該産業廃棄物が飛散若しくは流出するおそれのない容器に密封したまま行う輸送において、輸送手段の変更を行うものである場合には、積替え保管の許可が不要である旨通知すべきである。〈平成 23 年度中措置〉 |

【グリーンイノベーション 47】

| | | |
|-------------|--|--|
| 事項名 | 船舶・鉄道輸送による静脈物流の効率化 | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の収集又は運搬、処分を業として行おうとする者は、許可を受けなければならない。また、事業者は産業廃棄物管理票を交付する必要がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条、12 条の 3、14 条第 1 項 ・ 同法施行令第 6 条 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 収集運搬の許可は、本来、車両を利用した廃棄物輸送を前提としたものであり、道路および道路沿いの土地を中心とした生活環境への支障を考慮して都道府県単位の許可となっている。しかし、船舶・鉄道は、駅および港湾を拠点として貨物を広域移動する輸送手段であり、都道府県が許認可権を有することには合理性が乏しい。 ・ したがって、収集運搬の許可を不要とすべきである。 ・ また、船舶・鉄道については、現在区間委託の形で処理委託契約を締結しているが、その運行経路は固定されており、かつ貨物輸送の安全性は国土交通省によって監督されていることから、当該区間は処理委託契約書およびマニフェストを不要とし、最終的な積卸地でのみマニフェストの収集運搬終了確認をすることを認めるべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により、対応困難と考える。 |
| | 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 | |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法に基づく許可制度は、産業廃棄物の処理を業として行うことを一般的に禁止したうえで、事業の用に供する施設及び能力が事業を的確かつ継続的に行うに足りるものとして一定の基準に適合すると認める者に限って許可することにより、産業廃棄物の適正な処理を確保するものである。この趣旨は、輸送手段が船舶・鉄道であるということをもって否定されるものではなく、船舶・鉄道による廃棄物の輸送を行う者についても、当該産業廃棄物を適正に運搬する施設、能力等を有することが確認できなければ、当該者により産業廃棄物の不適正処理が行われることの防止を担保することができない。 ・ 廃棄物処理法においては、次のような制度により、不法投棄等の不適正処理の防止をし、排出事業者責任の徹底を図っているところである。すなわち、委託契約書では、産業廃棄物の処理を委託する前段階において、委託する産業廃棄物の種類や数量等を、書面化することを通じ、双方の役割と責任を明確にし、マニフェストでは、前述の委託契約書どおりに産業廃棄物が適正に処理されていることについて、処理関係者間で情報を共有し、確認を行うためのものである。貨物輸送の安全性は国土交通省によって監督されているとのことであるが、そのことによって、生活環境の保全を図ることを目的とした前述の内容を担保できるものではない。したがって、御提案の内容への対応は困難である。 |
| | <p>改革事項に対する 基本的考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 循環型社会を構築するにあたっては、共同輸送や大量輸送によって、規模の経済を考慮した広域的かつ効果的な静脈物流システムを構築することが必要である。 ・ 産業廃棄物の収集運搬の許可は、本来、車両を利用した廃棄物輸送を前提としたものであり、道路及び道路沿いの土地を中心とした生活環 |

| | |
|------------------|--|
| | <p>境への支障を考慮して都道府県単位の許可となっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一方、駅および港湾を拠点とする船舶・鉄道については、貨物を広域移動する輸送手段であり、都道府県が許認可権を有することには合理性が乏しいことから、収集運搬の許可を不要とするべきである。 ・ 生活環境への保全については、廃棄物の積荷・積卸作業時点で必要な措置が講じられており、運行にあたって、周囲に影響を及ぼさないような対応がなされている。 ・ また、その運行経路も固定されており、貨物輸送の安全性も確保されていることから、不法投棄のリスクは極めて低いと考えられ、手続きの簡素化の観点から、当該区間は処理委託契約書およびマニフェストを不要とし、最終的な積卸地でのみの確認で足ることとすべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在は排出事業者と個々に委託契約を締結する必要があり、大量の廃棄物を輸送するにあたって、事務コストが煩雑化している。 |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶や鉄道など、駅および港湾を拠点として貨物を広域移動する輸送手段について、収集運搬の許可を不要とするべきである。＜平成 23 年度中措置＞ ・ 船舶・鉄道による廃棄物の輸送について、その運行経路及び輸送に係る安全性が確保されている場合には、最終的な積卸地でマニフェストの収集運搬終了確認を行うことを前提に、当該区間は処理委託契約書およびマニフェストを不要とするべきである。＜平成 23 年度中措置＞ |

【グリーンイノベーション 48】

| | |
|--------------------|---|
| <p>事項名</p> | <p>汚泥の脱水施設等における廃棄物処理法適用範囲の明確化</p> |
| <p>規制・制度の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道管理者が自ら行う（いわゆる下水道公社や処理施設維持管理業者等の産業廃棄物処理業者ではない者を下水道管理者の責任の下に補助者として使用する場合を含む）下水汚泥の処理に対しては、下水道法が適用されるものであり、廃棄物処理法の適用除外となっている。 <p>＜根拠法令＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 15 条 ・ 同法施行令第 7 条 ・ 平成 4 年 8 月衛環第 233 号「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正について」 ・ 平成 16 年環廃対発第 040331002 号・環産廃発第 040331003 号「下水道法施行令の一部改正について」 |
| <p>改革の方向性（当初案）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法制定時の通知において、下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理に対しては、下水道法が適用されるものであり、廃掃法の適用対象とはしないこととされているが、PFI 事業等については、廃棄物処理業および廃棄物処理施設の許可を取得するよう指導がなされることが多い。 ・ したがって、下水道処理施設および浄水施設に付随する脱水施設については、これらの管理者によって一体的に管理されていることから、廃棄物処理法を適用しないよう取扱うべきである。 |
| <p>担当府省の回答</p> | <p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約形態によっては、現行制度下でも対応可能な場合もあると考えている。 <p>【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道管理者が自ら行う発生活泥等の処理については、下水道法施行令（昭和 34 年政令第 147 号）に基づく処理の基準が適用され、廃棄 |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| | | <p>物処理法は適用されないこととされている。一方で、下水道管理者が他人に委託して発生汚泥等の処理を行うような場合等については、廃棄物処理法が適用されることとされている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ P F I 事業等の場合については、契約形態によっては、現行においても廃棄物処理法の適用対象外となる場合もあると考えている。 |
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> | |
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法制定時の通知において、下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理に対しては、下水道法が適用されるものであり、廃掃法の適用対象とはしないこととされているが、近年増加している P F I の事業形態等については、廃棄物処理業および廃棄物処理施設の許可を取得するよう指導がなされることが多い。 ・ 汚泥の脱水処理施設に関しては、①脱水施設が生産工程本体から発生した汚水のみを処理するための水処理工程の一装置として組み込まれている、②事故等による環境影響がほとんど想定されない、③脱水施設が水処理工程の一部として水処理施設と一体的に運転管理していることを条件に、廃棄物処理法の適用除外とされており、下水道処理施設及び浄水施設に付随する脱水施設についても、同様の考え方を適用すべきである。 ・ 今後も多様化が予測される事業形態に着目するのではなく、適正処理が担保されているかといった管理体制を検討することによって、合理的な取扱いを行うべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道処理施設、浄水施設の設置および管理は P F I 等にて民間が行うことが増えているが、「下水道管理者が自ら行う下水汚泥の処理」には、いわゆる下水道公社や処理施設維持管理業 |

| | |
|------------|--|
| | <p>者等の産業廃棄物業者ではない者を下水道管理者の責任の下に補助者として使用する場合を含んでおり、PFI事業の管理であっても、廃棄物処理法の適用除外とすべきである。</p> |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道処理施設および浄水施設に付随する脱水施設については、これらの管理者によって一体的に管理されていることから、廃棄物処理法を適用しないよう取扱うべきである。＜平成23年度中措置＞ |

【グリーンイノベーション 49】

| | | |
|-------------|--|---|
| 事項名 | 広域認定・家電リサイクル法大臣認定の簡素化 | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域認定制度及び家電リサイクル法に基づき大臣認定を受けた場合、運送業者の変更・追加にあたっては変更認定や変更届の提出が必要である。 <p>＜根拠法令＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の9、15条の4の3 ・ 同法施行令第5条の8、7条の5 ・ 同法施行規則第6条の20、第12条の12の13 ・ 特定家庭用機器再商品化法第23条、24条 ・ 同法施行規則11～14条 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域認定および家電リサイクル法大臣認定に基づく収集運搬の大部分は数多くの貨物運送業者が実施している。貨物自動車運送事業法では、利用運送として下請運送の管理および把握が行われているにも関わらず、広域認定ではすべての運送業者の変更や役員変更、住所変更等にあたって変更認定及び変更届の事務手続きが必要であり、業務が煩雑となっている。 ・ したがって、広域認定および家電リサイクル法大臣認定に基づく、収集運搬の委託を貨物運送業の許可を有する事業者に行う場合は、元請けとなる貨物運送業者に変更がなければ、その下請けとなる運送業者の変更認定および変更届の適用除外とすべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | <p>【環境省・経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により、対応困難と考える。 |
| | 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 | |

| | | |
|--|---|--|
| | <p>【対応困難とする場合】</p> <p>要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> | <p>【環境省・経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法に基づく広域認定制度や家電リサイクル法に基づく製造業者等の認定制度においては、認定を受けた者から委託を受けて廃棄物の収集運搬を業として行う者については、廃棄物処理法に基づく廃棄物収集運搬業の許可が不要とした上で、認定を受けた者から委託を受けて廃棄物の収集運搬を業として行う者を変更するときは、変更の認定を受けることが必要としている。これは、他者の廃棄物を収集運搬する場合、①収集した廃棄物について不法投棄等の不適正な処理が行われれば、甚大な環境汚染が発生するおそれがあることや、②利益の最大化のため、他者から処理料金を受領して当該廃棄物の不法投棄等を行うインセンティブが働くこと、等を踏まえ、廃棄物の収集運搬を業として行う者を行政が確実に把握し、適切な監視・指導を行うことにより、廃棄物の不適正処理を防止するとともに、不適正な処理が行われた場合において、当該処理を行った者に対し確実に責任追及を行い、生活環境の保全を図る必要があるためである。 ・ 貨物運送の安全性をその法目的とする貨物自動車運送事業法において、利用運送として下請け運送の管理及び把握が行われているとしても、そのことをもって、廃棄物の収集運搬を行う者により、廃棄物の適正な収集運搬がなされ、生活環境が保全されることについては、何ら担保されるものではないため、上記の制度により、行政が廃棄物の収集運搬を行う者を確実に把握することが必要である。したがって、ご要望にお応えすることはできない。 |
| | <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域認定および家電リサイクル法大臣認定に基づく収集運搬の大部分は数多くの貨物運送業者が実施しているが、運送業者の変更や役員変更、住所変更等に係る変更認定及び変更届の |

| | |
|------------------|--|
| | <p>事務手続きが煩雑となっており、申請側・審査側双方の負担になっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 行政が廃棄物の収集運搬を行う者を確実に把握していることの必要性として、不適正処理等の発覚時に速やかな対応を行えるようにすること及び、不法投棄等に対する抑止効果が考えられるが、特に貨物利用運送事業者については、国土交通省によってその契約先の運送業者の把握が行われており、緊急事態においてすぐに事業者の内容を確認する体制が整っている。また、収集運搬を行う者に対して、当該体制が整備されていることを明示すれば、現行と同様の抑止効果を得ることは可能である。 ・ また、現行制度においても、変更認定に数ヶ月を要していることから、常に行政が廃棄物の収集運搬を行う者を確実に把握している状況下にあるとは言い難い。 ・ 今後も排出事業者責任に基づき、リサイクルを推進するためにも、変更手続きを見直すことで合理化・効率化を図るべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 広域認定制度および家電リサイクル法では、全国規模で数千社の貨物運送業者が数十万台の車両を利用して回収を担っており、これらの事業者に係る変更手続は膨大である。 ・ 家電リサイクル法については、車両登録を求める運用が行われている。収集運搬にあたっては認定車両を使用する必要があるため、年間 80 件の変更認定、500 件近くの届出が必要となっているという指摘もある。また、変更認定には 2～3ヶ月程度有することからも、手続きの簡素化・合理化を行うことによるコスト削減効果は大きい。 ・ 貨物利用運送事業法に基づく国土交通省への車両登録等の手続きと、廃棄物処理法に基づく登録申請の内容に重複感が生じているという指摘もある。 |

改革案

- ・ 広域認定および家電リサイクル法大臣認定に基づく、収集運搬の委託を貨物利用運送事業法に基づく許可を有する事業者に行う場合は、貨物利用運送業者に変更がなければ、その契約先運送業者の変更認定および変更届の適用除外とすべきである。〈平成 23 年度中措置〉

【グリーンイノベーション 50】

| | | |
|--------------------|---|---|
| <p>事項名</p> | <p>リサイクル品の活用促進①</p> | |
| <p>規制・制度の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきとされている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条 ・ 平成17年8月環産発第050812003号「行政処分の指針について（通知）」等 | |
| <p>改革の方向性（当初案）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 循環型社会を構築するためには、副産物・リサイクル製品・リユース品の売買及び使用を促進する必要があるが、競合するバージン素材や商品、原料が安い場合等、市況によって廃棄物に該当してしまう場合があるため、特にガラスカレット・鉄鋼スラグ・硫黄・再生採石・溶融スラグなどの運搬や利用および輸出が困難である。 ・ したがって、一定の品質基準への適合性を条件に、廃棄物の適用除外とし、柔軟かつ広域的な運搬、利用及び輸出を可能とするべきである。 | |
| <p>担当府省の回答</p> | <p>上記改革の方向性への考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により、現行制度下で対応可能と考える。 |
| | <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物は、排出者にとって不要であるために、自由な処分に任せるとぞんざいに扱われるおそれがあり、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有している。御指摘のような物についても、一定の品質基準への適合することを条件に廃棄物処理法の適用除外とすれば、個人の資質や技術、適正な処理が可能な施設等の有無に関わらず、誰でも廃棄物を処理する事業を行うことができる可能性が生じ、このような事業に対する法の管理が行き届かず、ひいては廃棄 |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| | | <p>物の不適正処理が行われ、環境汚染につながるおそれがあるため、一律に廃棄物処理法の適用除外とすることは適当でない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ なお、ある物が廃棄物に該当するか否かは、平成 11 年の最高裁判例において、その物の性状、排出の状況、通常の見扱形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきこととされているところである。 ・ 一方、廃棄物処理法第 7 条及び第 14 条において、再生利用することが確実であると市町村長又は都道府県知事等が認め、指定を受けた者に関しては、一般廃棄物処理業又は産業廃棄物処理業の許可を不要とする特例制度を講じているところであり、ご要望の内容については、この制度を活用することにより対応可能であると考えている。 |
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> | |
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 真に循環型社会の形成を推進するためには、循環的利用を促進し、循環的利用ができないものを廃棄物として適正処理することが必要である。循環的利用が可能なものを、すべて廃棄物であるとすれば、資源を有効に活用することが出来ず、結果として最終処分増大や環境負荷の増加となってしまうだけでなく、資源の枯渇への対応も出来なくなってしまう。 ・ 廃棄物か否かは、廃棄物処理法において「物の性状や排出の状況、通常の見扱形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断する」とされているが、実務上「無価値物」及び、有価で取引される物であっても運搬費用が買取金額を上回る「逆有償物」が廃棄物に分類されることが多いため、再資源化が阻害されている場合がある。 |

| | |
|------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特にガラスカレット・鉄鋼スラグ・硫黄・再生採石・溶融スラグなどについて、コストをかけて再資源化を行ったとしても、競合するバージン素材や商品、原料が安い場合、運賃が高額になる場合等、市況によって廃棄物に該当してしまう場合があり、運搬や利用および輸出が困難となっているという指摘がある。 ・ 自治体による再生利用指定制度を利用するに際し、事業実施者や搬入先が限定され、自由な営業活動を行うことができないことに加えて、そもそも実際の利活用が進んでいない。循環型社会を推進するためには、自治体の裁量に委ねられる極めて限定的な再生利用指定制度ではなく、広い市場における再生利用を行うべきである。 ・ 3Rにより循環型社会を構築することは、長期的にみても社会への負担軽減に資する重要な取組みであり、今後も積極的に進めていく必要がある。したがって、安全性の担保として一定の品質基準への適合性を条件に、再度有効活用が可能な資源については廃棄物処理法の管理下から除外し、資源循環を促進すべきである。現行法における専ら物についても、専ら再生利用の市場が構築されているという理由のみで、誰でも許可なく取扱うことが可能であり、適切に処理がなされた再生利用可能な資源についても同様の考え方を適用すべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法では実質的に有価か否かで判断されているが、バーゼル法ではバーゼル条約に明記される有害廃棄物か否かで判断されている。例えば古紙などの多くの再生可能資源の価格は、近年、国際的にも大幅に変化していることから、実質的に価格で判断されている現状を見直し、処理の実態に即した運用基準を策定すべきである。 |

| | |
|-----|---|
| 改革案 | <ul style="list-style-type: none">・ ガラスカレット、鉄鋼スラグ、硫黄、再生採石、溶融スラグなどの運搬や利用および輸出が困難であるものについて、一定の品質基準への適合性を条件に、廃棄物の適用除外とし、柔軟かつ広域的な運搬、利用及び輸出を可能とするべきである。〈平成 23 年度中措置〉 |
|-----|---|

【グリーンイノベーション 51】

| | | |
|-------------|---|---|
| 事項名 | リサイクル品の活用促進② | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきとされている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条 ・ 平成17年環産廃発 050725002「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」 ・ 平成17年8月環産廃発第 050812003号「行政処分の指針について（通知）」等 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設汚泥をリサイクルした改良土は、品質が確保されていれば有用な土木資材であるが、市場が競争する建設残土等が廉価又はマイナス価格であるため、有償売却が困難であり、自治体によって廃棄物として扱われるため有効に利用されていない。 ・ したがって、一定の品質基準への適合性および施行現場における適切な使用を条件に、廃棄物処理法の適用除外とし、柔軟かつ広域的な運搬および利用を可能とすべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により、現行制度下で対応可能と考える。 |
| | 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 工作物の建設工事に伴って大量に排出される産業廃棄物たる建設汚泥に中間処理を加えた後の物については、建設汚泥に人為的に脱水・凝集固化等の中間処理を加えたものであることから、中間処理の内容によっては性状等が必ずしも一定でなく、飛散・流出又は崩落の恐れがあることに加え、有害物質を含有する場合や、高いアルカリ性を有し周辺水域へ影響を与える場合もある等、不要となった際に占有者の |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| | | <p>自由な処分に任せると不適正に放置等され、生活環境の保全上支障が生ずるおそれがある。したがって、このような物であって、廃棄物に該当するものについては、法の適切な管理下におくことが必要であり、当該物が廃棄物に該当するか否かは、平成 11 年の最高裁判例のとおり、その物の性状、排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案し判断すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他方、生活環境の保全上支障が生ずるおそれのない適正な再生利用については、積極的に推進されることも重要であるため、当省においても、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」（平成 17 年 7 月 25 日環産発〇五〇七二五〇〇二環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）において指針を示しているところであり、これについて、引き続き各地方公共団体に対し周知徹底を図ってまいりたい。 |
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> | |
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 真に循環型社会の形成を推進するためには、循環的利用を促進し、循環的利用ができないものを廃棄物として適正処理することが必要である。循環的利用が可能なものを、すべて廃棄物であるとすれば、資源を有効に活用することが出来ず、結果として最終処分の増大や環境負荷の増加となってしまうだけでなく、資源の枯渇への対応も出来なくなってしまう。 ・ 廃棄物か否かは、廃棄物処理法において「物の性状や排出の状況、通常の見取り形態、取引価値の有無、占有者の意思等を総合的に勘案して判断する」とされているが、実務上「無価値物」及び、有価で取引される物であっても運搬費用が |

| | |
|------------------|---|
| | <p>買取金額を上回る「逆有償物」が廃棄物に分類されることが多いため、再資源化が阻害されてしまっている場合がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設汚泥をリサイクルした改良土は、品質が確保されていれば有用な土木資材であるが、市場が競合する建設残土等が廉価又はマイナス価格であるため、有償売却が困難であり、自治体によって廃棄物とみなされることから、十分な有効利用がなされていない。 ・ また、自治体による再生利用指定制度はその利用に際し、事業実施者や搬入先が限定され、自由な営業活動を行うことができないことに加えて、そもそも実際の利活用が進んでいない。 ・ このため、「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」において指針が示されてはいるものの、価格の問題から廃棄物に該当し、かつ再生利用の特例制度も円滑に利用されていないことから、適正な再生利用も進んでいない現状がある。 ・ 3Rにより循環型社会を構築することは、長期的にみても社会への負担軽減に資する重要な取り組みであり、今後も積極的に進めていく必要がある。したがって、安全性の担保として一定の品質基準への適合性を条件に、再度有効活用が可能な資源については廃棄物処理法の管理下から除外し、資源循環を促進すべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設汚泥をリサイクルした改良土について、一定の品質基準への適合性および施工現場における適切な使用を条件に、廃棄物処理法の適用除外とし、柔軟かつ広域的な運搬および利用を可能とすべきである。＜平成23年度中措置＞ |

【グリーンイノベーション 52】

| | | |
|-------------|---|---|
| 事項名 | バイオマスの利活用促進 | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物か否かは総合判断で決定され、排出形態に応じて一般廃棄物か産業廃棄物かが決定される。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第1項 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐材や枝打ち材などのバイオマス資源は、運送費に比べて価格が低い場合があり、このことにより産業廃棄物又は一般廃棄物と位置付けられることによって、有効活用が阻害されている。 ・ したがって、少なくとも木質バイオマスについて、再生可能エネルギーとしてなど、一定の条件下で適切に利活用される場合については、運用の標準的ガイドラインを国が策定することによって、現状自治体毎に様々である取扱いを統一化すべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由のとおり対応困難と考える。 |
| | 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ |
| | 【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物は、排出者にとって不要であるために、自由な処分に任せるとぞんざいに扱われ、生活環境保全上の支障を生じる可能性を常に有している。 ・ 仮に、廃棄物をリサイクル（エネルギー利用を含む。以下同じ。）する予定であることをもって廃棄物処理法の適用除外とすれば、個人の資質や技術、適正な処理が可能な施設の有無に関わらず、誰でも廃棄物の処理の事業を行うこと |

| | | |
|-----------------------|--|--|
| | | <p>ができることとなり、このような事業に対する法の管理が行き届かず、ひいては悪質な事業者により廃棄物の不法投棄等が行われ、甚大な環境汚染につながるおそれがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現にこれまでも、「リサイクル目的の資源」と称して木くずを過剰堆積、不適正保管する不適正処理事例が後を絶たず、その結果、野積みされた木くずが発火し甚大な生活環境保全上の支障を生じさせた事例や、過剰堆積された木くずの行政代執行による撤去・処理に多額の費用を要した事例が存在している。 ・ したがって、リサイクルする予定であることをもって廃棄物である木質バイオマス廃棄物処理法の適用除外とすることは適切ではなく、御要望は対応困難である。 ・ なお、近年、木質バイオマスは、製紙工場の燃料等として多くが有価で流通しており、この場合は廃棄物処理法の対象外である。 |
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ バイオマス資源の利用は、CO2 排出削減、廃棄物の削減にも大きな効果があることから、バイオマスを循環資源として最大限活用できる環境整備を更に進めるべきである。 ・ 現在は廃棄物か否かについて、調達コストが有償か逆有償かで判断されている実態があるが、廃棄物と規定された場合は多くの諸手続きが必要となるため、利活用を進めるという観点から、バイオマスの性状や不法投棄等のリスクが極めて低い取引形態等に着目した見直しを図るべきである。 ・ 3Rにより循環型社会を構築することは、長期的にみても社会への負担軽減に資する重要な取組みであり、今後も積極的に進めていく必要がある。循環型社会構築に向けて、今後どのような資源を、どのような方法で利用することがよりの確かという点について一層の配慮を行うことが肝要である。 |

| | |
|------------------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行法における専ら物についても、専ら再生利用の市場が構築されているという理由のみで、誰でも許可なく取扱うことが可能であり、適切に処理がなされた再生利用可能な資源についても同様の考え方を適用すべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | <p>バイオマスの利活用を阻害している課題として、以下のような指摘がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 間伐材や枝打ち材が廃棄物と位置づけられることによって、収集運搬の担い手が限られ新規参入の障壁となっている。また、廃棄物と定義するために、自治体の環境当局が所有者からの逆有償を求める場合もある。 ・ 廃棄物該当性の判断に市場での取引実態が考慮されるため、新技術を用いたバイオマス燃料が廃棄物でないと認められるまでに時間を要し、円滑な新規事業展開を阻害している。 ・ バイオマス燃料は重量あたりの製品価値が安価であるため、遠方との需要家からの購入が廃棄物に該当してしまうことから取引を断念し、稼働率の安定のため、海外バイオマスを購入するなどの対応を行っている場合もある。 ・ 林地残材は産業廃棄物、果樹剪定枝は一般廃棄物とみなされるため、木材であっても処理に係る取扱いが異なり、公平感に欠ける。 ・ 間伐材や食物残渣等で発電を行う際に発生する燃焼灰について、自治体によっては産業廃棄物ではなく山林・農地に還元するケースを明文化し、その有効活用が促進されている場合もあるが、その一方で、産業廃棄物処理を指導するところもあり、対応が統一されていない。産業廃棄物焼却炉と同等以上の環境性能を有するボイラにおいて、廃棄物由来バイオマス燃料の利用が行えないが、廃棄物処理の許可を取得するには手続きに時間を要することに加えて、ダイオキシン対策設備となることから定期検査時に暴露対策が必要となり、点検期間の長期化 |

| | |
|------------|--|
| | <p>によって稼働率が低下してしまう。</p> |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 木質バイオマスについて、再生可能エネルギーとしてなど、一定の条件下で適切に利活用される場合については、運用の標準的ガイドラインを国が策定することによって、現状自治体毎に様々である取扱いを統一化すべきである。＜平成 23 年度中措置＞ |

【グリーンイノベーション 53】

| | | |
|-------------|---|--|
| 事項名 | 一般廃棄物処理業の許可の更新期間延長 | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理業の許可の更新期間は、2年と定められている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第2項、第7項 ・ 同法施行令第4条の5、第4条の8 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理業の許可の更新期間は5年である一方で、一般廃棄物処理業の許可の更新期間は2年と短く、施設設置や運搬車両の購入等多大な投資が必要であるにもかかわらず、短期許可期間では融資を受けることが困難である。 ・ したがって、一般廃棄物処理業の許可について、産業廃棄物処理業の許可と同様、更新期間を5年とするべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のとおり、必要に応じて検討する。 |
| | 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理業の許可の更新期限は、(1)市町村の一般廃棄物処理計画のうち実施計画は単年度ごとに定められるものであり、それとの整合性をとることが適当であること、(2)一般廃棄物処理業者の行う処理事業は、市町村がその自治事務として実施する一般廃棄物の処理の一環として、市町村を補完する極めて公共性の高い事業であることから、更新期限をできるだけ短くすることにより一層の信頼を高める必要があると判断されたことから、2年とされている。 ・ 要望については、上記の趣旨を損なうことのないよう、慎重に議論する必要があるため、直ちに対応することは困難であるが、今後、市町村及び一般廃棄物処理業者等の関係者から意見 |

| | | |
|----------------|--|--|
| | | を聴いた上で、許可期限の在り方について、必要に応じ検討を行うこととしたい。 |
| | 【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 | |
| 改革事項に対する基本的考え方 | | <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業の許可の更新期間は、現在5年であり、今後は優良事業者については7年になると予定されている。これに比して、一般廃棄物処理業の許可の更新期間は2年であり、処理業者及び自治体の事務コストの増加に繋がっている。 現状の更新期間は処理計画策定のタイミングとの整合性もとれておらず、安定した業を営む上で、施設設置や運搬車両の購入等多大な投資が必要である現状を考慮すれば、更なる延長を行うべきである。 |
| 具体例、経済効果等 | | <ul style="list-style-type: none"> 本来許認可を取得可能な事業者の能力と、自治体の処理計画における排出量とは切り離して考えるべき事項であるが、仮に一般廃棄物処理計画に基づいて計画的な委託契約を行うことを想定しているとしても、処理計画の策定は3年に1度であり、2年であることの合理性はないと考えられる。 |
| 改革案 | | <ul style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理業の許可について、産業廃棄物処理業の許可と同様、更新期間を5年とするべきである。〈平成23年度中措置〉 |

【グリーンイノベーション 54】

| | | |
|-------------|---|---|
| 事項名 | 特別管理産業廃棄物処理業の許可の産業廃棄物処理業の許可包含 | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別管理産業廃棄物処理業の許可業者は、特別管理産業廃棄物のみの収集・運搬または処分を行うことが許されており、通常の産業廃棄物の収集・運搬または処分を行うことは認められていない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条、14条第1項・6項、14条の4第1項・6項 ・ 同法施行令第2条、2条の4 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別管理産業廃棄物処理業の許可業者は、通常の産業廃棄物の収集・運搬または処分をすることは認められていない。一定の有害性等が予想される場合、安全性を考慮して特別管理産業廃棄物処理業者に委託することが適切であるが、対象物が通常の産業廃棄物に該当する場合には、無許可業者への委託となってしまう。 ・ したがって、特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた場合、産業廃棄物の処理も同様に行うことを可能とするべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により、現行制度下で対応可能と考える。 |
| | 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法においては、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれのある性状を有する有害なものについて、当該廃棄物の品目や、そこに含まれる有害物質や排出事業場の種類に応じ、個別に特別管理産業廃棄物として指定し、特別管理産業廃棄物の処理に係る業許可と、産業廃棄物の処理に係る業許可は、別個の制度しているところであるが、一方の許可を有している者が、もう一方の許可を取得できな |

| | | |
|-----------------------|---|--|
| | | <p>いというものではなく、御要望の趣旨は、両方の許可を有している者へ処理委託することとすれば達成できるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> また、仮に特別管理産業廃棄物の業許可を取得していることをもって、産業廃棄物を取り扱えることとした場合、監督行政庁が処理品目やその事業計画等の許可業者に係る情報を適切に把握できず、ひいては的確な指導、処分等を行えなくなり、生活環境の保全が担保できなくなるおそれがあるため、ご要望にお応えすることはできない。 |
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> | |
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | | <ul style="list-style-type: none"> 特別管理産業廃棄物は廃酸、通常の産業廃棄物について一定の有害性等の要素を加えたものであるが、特別管理産業廃棄物の許可を有していても、同一性状の産業廃棄物の処理を行うにあたっては改めて許可を取得することが求められている。 このため、申請手続きの重複により、処理コストが増加してしまうことに加えて、一定の有害性等が予想される場合、安全性を考慮して特別管理産業廃棄物処理業者に委託することが適切であるが、対象物が通常の産業廃棄物に該当する場合には、無許可業者への委託となってしまう場合がある。 特別管理産業廃棄物の業許可を取得していることをもって、産業廃棄物を取扱えることとする対応は、手続きの簡素化を目的としており、情報管理を適切に行うことでの的確な指導や処分等を行うことは十分に可能である。 有害性のある廃棄物を適正に処理可能である以上、同一性状の無害な廃棄物は同様に適正処理も可能であることから、個々の許認可の取得 |

| | |
|-----------|--|
| | を不要とするべきである。 |
| 具体例、経済効果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別管理産業廃棄物の許可を取得している事業者は、同一性状に係る産業廃棄物の許可を取得している場合が多いが、申請手続きの重複により、処理コストが増加してしまっている。 |
| 改革案 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けた場合、産業廃棄物の処理も同様に行うことを可能とするべきである。＜平成 23 年度中措置＞ |

【グリーンイノベーション 55】

| | |
|-------------------------------------|--|
| <p>事項名</p> | <p>廃棄物処理施設に係る建築基準法第51条の適用除外</p> |
| <p>規制・制度の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法に基づき、対象廃棄物処理施設のある一定規模以上の処理能力を有する施設は、都市計画審議会の議を経る必要がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第51条 ・ 建築基準法施行令第130条の2の2 |
| <p>改革の方向性（当初案）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設は都市計画決定または都市計画審議会を経て特定行政庁が許可を行う必要があり、焼却や埋め立てを伴わないようなマテリアルリサイクル施設（木くず、がれき類、廃プラ等）であっても、建築確認や都市計画審議会での承認、さらには近隣住民の同意を要する可能性があることから、迅速な施設設置が行えない。工業専用地域及び工業地域内に設置する場合においても同様の手続きが必要とされ、一般的な製造業者に比べ過大な負担が生じている。 ・ したがって、産業廃棄物施設設置については、建築基準法51条の対象から除外し、工場設置と同等の規制とすべきである。 |
| <p>担当府省の回答</p> <p>上記改革の方向性への考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一定規模以上の処理を行う産業廃棄物処理施設等は、一般的な製造工場と違い、周辺住民の居住環境も含めた市街地環境に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、立地に際し十分な配慮が必要である。したがって、都市内におけるこれらの施設の配置については都市計画上の視点から十分に検討される必要がある。適切な施設の配置を確保するため、これらの施設については、その新築又は増築について原則として都市計画においてその位置が決定しているものでなければならない。また、その位置が決定しているもの以外は、都市計画的判断が必要なため、都市計画審議会の議を経て許可すること等の一定の手続きを経る必要がある。 |

| | | |
|----------------------------|--|---|
| | <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> | |
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 「上記規制改革の方向性への考え方」のとおり。 |
| <p>改革事項に対する 基本的考え方</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理施設は都市計画決定または都市計画審議会を経て特定行政庁が許可を行う必要があり、焼却や埋立てを伴わないようリサイクル施設であっても、建築確認や都市計画審議会での承認、さらには近隣住民の同意を要する場合があることから、迅速な施設設置が阻害されている。 ・ 工業専用地域において、通常の工場は都市計画審議会の議は不要である一方、環境負荷の観点では工場と同等であるにも関わらず、リサイクル施設が対象となることで一般的な製造業者に比べて過大な負担が生じていることは不合理である。 ・ 本来、工業専用地域等は、排気や騒音等により市民生活への影響が懸念される事業場の立地場所であり、そこに廃棄物処理施設を設置することは当該目的から外れるものではないはずである。また、環境保全は廃棄物処理法等の手続きによって担保されており、審議会を経る必要性は小さいと考えられる。 ・ 大量生産、大量廃棄という従来からの状況から、資源循環の概念の浸透によって経済の構造は変革している。循環型社会の構築という観点から、リサイクルが既に産業活動の一環となっている状況及び工業専用地域の特性を踏まえ、工業専用地域の処理基準を柔軟に見直すべきである。 |

| | |
|------------------|--|
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業拡大や資源循環の観点から、新たに廃棄物を受け入れようとする場合に、当該手続きによって施設整備の遅延や事務処理コストが増大してしまっている。都市計画審議会は3ヶ月に1回程度の開催であり、案件が多い場合は次期に繰り越されることもある（審査会にかけるとのために通常は3ヶ月間には申請が必要）。 ・ 既存の産業廃棄物処理施設において、同一性状の一般廃棄物を受け入れる場合には、廃棄物処理法上は届出で一般廃棄物処理施設として認められるが、都市計画審議会の議を経る必要があるため、手続きが簡素化されたことによるメリットを享受できない。 ・ 例えば廃プラスチックの破碎施設を工業地域に設置する場合、6 t / 日以上が対象となるが、当該規模であれば周辺住民の居住環境も含めた市街地環境に及ぼす影響はほとんどなく、インフラへの負荷等も限定的であると考えられる。 |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 焼却や埋立てを伴わないリサイクル施設の設置については、建築基準法 51 条の対象から除外し、工場設置と同等の規制とすべきである。 <平成 23 年度中措置> |

【グリーンイノベーション 56】

| | |
|--------------------|---|
| <p>事項名</p> | <p>処理委託契約書の簡素化</p> |
| <p>規制・制度の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者は、産業廃棄物処理を委託する場合、委託基準を遵守するとともに、委託契約書を締結しなければならないとされている。さらに、当該委託契約に含まれるべき事項が多く法定されている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条 4 項、第 12 条の 3 ・ 同法施行令第 6 条の 2 ・ 同法施行規則第 8 条の 4、8 条の 4 の 2 |
| <p>改革の方向性（当初案）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理委託契約書の内容は項目が多く、契約書作成や保管事務が煩雑となっている。マニフェストによって処理委託の当事者の特定、委託量、処理ルートの確認は当事者間で行われ、また後日行政によっても確認可能である。さらに、実際に不法投棄等の不適正処理が行った場合についても、マニフェストに基づいて排出事業者の特定や排出量に基づく措置命令等は可能であり、現実に行われている。特に電子マニフェストを使用した場合、後日の改ざんは不可能であり、その信用性は高い。 ・ したがって、電子マニフェストを継続的に使用する場合には、排出事業者の契約書締結義務を免除すべきである。 |
| <p>担当府省の回答</p> | <p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により、対応困難と考える。 <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ |

| | |
|--|---|
| <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 委託契約書は、産業廃棄物の処理を委託する前段階において、委託する産業廃棄物の種類や数量、処理の内容、産業廃棄物の処分の場所、受託者の許可の範囲等の委託契約に関する情報を委託者・受託者の双方で確認し、これを書面化することを通じ、双方の役割と責任を明確にするために義務付けられているものである。 ・ 他方、産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、前述の委託契約書どおりに産業廃棄物が適正に処理されていることについて、排出事業者・産業廃棄物収集運搬業者・産業廃棄物処分業者の処理関係者間で情報を共有し、確認を行うため、その交付等が義務付けられているものであって、委託基準とは別途必要とされる義務である。 ・ したがって、電子マニフェストを継続的に使用することをもって、排出事業者の契約書締結義務を免除することはできない。 |
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 処理委託契約書の内容は項目が多く、作成のための印紙税や作成・保管の事務コストが膨大となっているとともに、契約書とマニフェストの記載事項には多数の重複項目が存在している。 ・ マニフェストによって、処理ルートの確認が行われており、不法投棄や不適正処理防止という観点では、契約書以上の効果が期待できる。 ・ したがって、電子マニフェストの普及拡大の観点からも、電子マニフェストが委託契約書を兼ねるようにすることで運用の合理化を図るべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄等によって現状復帰の損害賠償請求を行う場合においても、マニフェストに基づき、請求額の算出が行われているという意見もある。 ・ あわせ産廃や専ら物の処理について、実態として自治体等との委託処理契約は締結されていないことも多く見受けられる。 |

| | |
|-----|--|
| 改革案 | <ul style="list-style-type: none">・ 電子マニフェストが排出事業者の契約書をも兼ねるようにすべきである。〈平成 23 年度中措置〉 |
|-----|--|

【グリーンイノベーション 57】

| | | |
|-------------|--|--|
| 事項名 | マニフェスト報告制度の適用猶予の再開 | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出事業者は、排出事業場ごとに、毎年1回交付した管理票の交付等の状況に関し、当該事業場の所在地を管轄する都道府県知事に対して、マニフェスト報告書を提出しなければならない。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項 ・ 同法施行規則第8条の27 ・ 平成18年12月環産産発第061227006号「産業廃棄物管理票に関する報告書及び電子マニフェストの普及について（通知）」 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ マニフェスト報告制度は、排出事業者および自治体の双方に負担が大きく、さらに不適正処理の防止等に効果がないことから、長期にわたり適用が猶予されていた。しかし、現在は適正処理の推進のためではなく、電子マニフェストの普及のためだけに再開されており、排出事業者・自治体に過度な負担がかかっている。 ・ したがって、マニフェスト報告制度について、適用の猶予を再開すべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により、対応困難と考える。 |
| | 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 | |
| | 【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ マニフェストの都道府県知事又は政令市長への報告については、マニフェスト制度に則って、排出事業者がマニフェスト違反を行っていないか、あるいは、最終処分に至るまでの一連 |

| | | |
|-----------------------|--|--|
| | | <p>の処理工程についての的確に確認が行われているか等を監督行政庁が的確に把握することを通じて、マニフェスト制度の実効性をより高めるためのものであり、かつ、産業廃棄物の受け入れ、搬入が都道府県の域を越え、広域的に移動する中、不法投棄等の不適正処理を防止し、産業廃棄物処理の実態を正確かつ迅速に把握していくことにあたって、必要不可欠となっているもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他方、「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」（平成22年9月10日閣議決定）に基づき、マニフェストの交付状況報告書の提出条件を全自治体で統一することについて、平成22年度に結論を得た上で、平成23年度に必要な措置を講ずることにより、管理票交付者の負担の軽減を図ってまいりたい。 ・ また、紙マニフェストではなく、電子マニフェストを利用した場合においては、マニフェストの交付状況について、情報処理センターから各都道府県へ報告が行われ、管理票交付者が自ら報告を行う必要はないことから、電子マニフェストの普及を一層進めることを通じて、管理票交付者の事務負担の軽減を図ってまいりたい。 |
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 長期にわたり適用が猶予されていたマニフェスト報告制度は、適正処理の推進のためではなく、電子マニフェストの普及のためとされているが、排出事業者毎に提出することから、排出事業者にとって大きな負担となっている。また報告を受けた自治体もこの報告を有効活用しきれていない ・ 本来、電子マニフェストの普及によって自治体が排出事業者の委託状況を容易に把握するために有効な制度として規定されたものであり、電子化の普及が充分でない（平成20年度：14%）現段階においては当該制度の適用を再度猶予すべきである。 |

| | |
|------------------|--|
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、政令指定都市等を含めると、管轄自治体は 109 にのぼっており、集計、提出作業は多大な労力が必要となっている。 ・ マニフェスト報告制度には罰則の規定がなく、遵法意識の高い事業者のみに過大な負担となっていることに加えて、受領した報告書の内容を精査し、利活用する自治体も少なく、事業者・自治体双方にとってメリットが少ない。 |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ マニフェスト報告制度について、適用の猶予を再開すべきである。〈平成 23 年度中措置〉 |

【グリーンイノベーション 58】

| | | |
|-------------|---|--|
| 事項名 | 産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化 | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理業者は、事業の範囲を変更しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、軽微な変更については、変更日から 10 日以内に届出をするものとされている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 2 第 1 項～第 3 項 ・ 同法施行規則第 10 条の 9、10 条の 10 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物処理業者は、役員、政令指定使用人、5%以上株主等の変更、届出車両の変更があった場合、10 日以内に都道府県知事へ変更届を提出しなければならない。しかし、上場をしている会社の場合、株主は日々変動しており、また役員、支店長の数は合計すれば 100 名以上に及ぶ場合もある。このような変更を、現在 109 もある許可権を有する自治体へ届けることはきわめて困難である。 ・ したがって、優良な産業廃棄物処理業者および上場している産業廃棄物処理業者については、役員および 5%以上株主について、年に 1 回届出をすれば足りることとすべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により、対応困難と考える。 |
| | 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 | |
| | 【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法における許可の欠格要件については、廃棄物処理業への暴力団関係者の関与や、全国各地での大規模不法投棄が社会問題化したことを受け、事業の適正な実施が期待でき |

| | | |
|-----------------------|--|--|
| | | <p>ない悪質な者を類型化し、これに該当する者について裁量の余地なく一律にその許可を取り消し、悪質な者を確実かつ迅速に産業廃棄物処理業界から排除することにより、産業廃棄物処理業の適正な実施を確保し、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払しょくするとともに、生活環境の保全を図ることを目的としている。</p> <ul style="list-style-type: none"> 欠格要件に該当する悪質な者を確実かつ迅速に排除するためには、届出制度により、行政が事業者の欠格要件該当性を判断するための情報を適切に把握できることとしておくことが必要不可欠であり、行政が当該情報について常時適切に把握できないとなると、悪質業者の排除が行えないこととなり、ひいては不法投棄等が行われ生活環境保全上の支障が生ずるとともに、産業廃棄物処理業に対する国民の不信感を増大させることとつながりかねないため、御提案について対応することは困難である。 |
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | | <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理業者は、役員、政令指定使用人、5%以上株主等の変更、届出車両の変更があった場合、10日以内に都道府県知事へ変更届を提出しなければならないとされている。 上場をしている会社の場合、株式の譲渡が株式市場において自由に行われており、株主も日々変動することから、会社として5%以上の株主を毎日特定することは不可能である。さらに、役員・支店長の数は合計すれば100名以上に及ぶ場合もあることから、許可権を有する自治体へ期限内に届けることは極めて困難である。 上場企業については、既に上場審査の過程で、反社会的勢力に関するチェックは徹底されており、悪質事業者はその時点で排除されているとともに、許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な事業者であれば、事業の適正な実施が期待されているため、要件を柔軟に見直すべきである。 |

| | |
|-----------|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 添付書類が揃わなくとも 10 日以内の提出を求める自治体や、書類が揃うまで受付けない自治体もあるなど、個々に指導内容も異なっており、運用の統一化及び柔軟化を図るべきである。 |
| 具体例、経済効果等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 信託口や投資口の内訳まで提出を求める自治体もあり、実務上対応が不可能となっている。 ・ 役員の変更届出を提出する場合、多くの行政機関が登記事項証明書の添付を求めており、商業登記簿の役員の変更登記は 10 日以上要することも多く、変更の日から 10 日以内の届出は、現実的に不可能な場合もあり、柔軟な運用を行うべきである。 |
| 改革案 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 許可の有効期間が通常よりも長期に認められる優良な産業廃棄物処理業者および上場している産業廃棄物処理業者については、役員および 5% 以上株主について、年に 1 回届出をすれば足りることとすべきである。〈平成 23 年度中措置〉 |

【グリーンイノベーション 59】

| | |
|------------------|---|
| 事項名 | 欠格要件の見直し |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請事業者や法人の役員（5%以上の株主等の実質的な支配者を含む）、支店長などの使用人が欠格要件に該当する場合、都道府県等は業および施設設置許可を取り消さなければならない。 <p>＜根拠法令＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条4項、第7条の4、第14条5項、第14条の3の2 ・ 同法施行令第4条の7、第6条の10 ・ 平成17年環廃産発 050812003「行政処分の指針について」 |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理業者および産業廃棄物処理業者の欠格要件は、政令指定使用人にも適用されている。政令指定使用人は本店又は支店の代表者、および継続的に業務を行うことができる施設の契約締結権限を有する者を置く事業所の代表者となっておりきわめて範囲が広い。企業では支店の統廃合はきわめて頻繁に行われており、また営業所において契約締結権限を有するかどうかは、登記簿上明らかではなく、社内規定においても流動的であることから、明確性を前提とした一律な判断を求められる欠格要件制度にそぐわない。 ・ したがって、政令指定使用人のうち、支店長および継続的に契約締結権限を有する者のいる事業所の代表者は欠格要件から除外すべきである。 |
| 担 当 府 省 | <p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により、対応困難と考える。 |

| | | |
|--|--|---|
| | <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> | |
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物処理法における許可の欠格要件については、廃棄物処理業への暴力団関係者の関与や、全国各地での大規模不法投棄が社会問題化したことを受け、事業の適正な実施が期待できない悪質な者を類型化し、これに該当する者について裁量の余地なく一律にその許可を取り消し、悪質な者を確実に迅速に産業廃棄物処理業界から排除することにより、産業廃棄物処理業の適正な実施を確保し、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を払しょくするとともに、生活環境の保全を図ることを目的としている。 ・ 支店長及び契約締結権限を有する者のいる事業所の代表者等は、まさに廃棄物処理の委託契約を締結しうる当事者であり、仮にこれらの者を欠格要件の対象から除外した場合、悪質かつ不適格な者が産業廃棄物処理業から排除されず、ひいては産業廃棄物の不法投棄等が行われ、生活環境保全上の支障が生ずるとともに、産業廃棄物処理に対する国民の不信感を増大させることとつながりかねないため、御要望にお応えすることはできない。 |
| | <p>改革事項に対する 基本的考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 不法投棄などの不適正処理を防ぎつつ経済合理的にも優れた廃棄物処理を行うためには、高いモラルと処理能力を兼ね備えた優良な事業者を育てていく必要がある。 ・ 廃棄物処理法においては、暴力団排除及び不適正処理を防止する観点から、平成3年以降、欠格要件の強化を行うことにより、悪質業者の参入を阻んできたが、これにより適正処理を行おうとする優良業者までも新規参入を躊躇する現状があることに加えて、処理業者は分社化等の措置により過失等により欠格要件に該当した場合のリスクを最小限に留める対応を行う |

| | |
|------------------|--|
| | <p>必要があり、優良業者の育成が阻害されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 欠格要件の対象として、本店又は支店の代表者、および継続的に業務を行うことができる施設の契約締結権限を有する者を置く事業所の代表者も含まれているが、頻繁に組織改廃が行われる支店や営業所が契約締結権限を有するかどうかは流動的であるため、明確性を前提として一律な判断を求められる欠格要件制度にそぐわない。 ・ 廃棄物業の免許に記名されている政令指定人等が事業に直接関係のない違反行為を犯した際、たとえ当該指定人が辞職したとしても企業全体での責任として廃棄物業が長期間の活動停止となってしまう。優良業者にとっては企業活動そのものの罰則でもないにもかかわらず、活動を行えず廃業に追い込まれてしまう。 ・ 悪質業者の排除は、管理・監督責任を負う行政によって適宜、改善命令・事業停止・許認可取消を行うことで対応すべきであり、欠格要件の必要以上の強化は健全な事業者までも巻き込んでしまうことになりかねないことから、コンプライアンスを遵守している優良事業者については対象要件を見直すべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 優良事業者については、政令指定使用人のうち、支店長および継続的に契約締結権限を有する者のいる事業所の代表者は欠格要件から除外すべきである。＜平成 23 年度中措置＞ |

【グリーンイノベーション 60】

| | |
|--------------------|---|
| <p>事項名</p> | <p>廃棄物統計の見直し</p> |
| <p>規制・制度の概要</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境省発表の統計によると、平成 19 年度における全国の産業廃棄物の総排出量は約 4 億 1900 万トンとされている。 <p><根拠法令> 規定なし</p> |
| <p>改革の方向性（当初案）</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物の総排出量は約 4 億 1900 万トンとされているが、そのうち汚泥が 44.2%、動物のふん尿が 20.9%を占めている。汚泥は、含水比がきわめて高いことに加えて、上下水道、電気・ガス事業などのインフラ事業から発生するものである。また動物のふん尿は、飼育頭数から排出量が推計され、飼育施設周辺でそのまま肥料として利用されていることが多く、排出および処理実態が他の産業廃棄物とは大きく異なっている。また、副産物で事業所内で再資源化されているものは、実際には排出されていないにもかかわらず、総排出量に加えられている。 ・ したがって、①汚泥を脱水処理施設から排出された状態で集計する、②動物のふん尿を統計から除外する、③現実に排出されていない廃棄物は除外することによって、産業廃棄物として排出されている実態を明確化すべきである。 |
| <p>担当府省の回答</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記改革の方向性への考え方 ・ 以下の理由により、現行下で対応可能と考える。 ・ 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 ・ 廃棄物処理法において、「排出」とは、物の製造、加工、流通の過程等から廃棄物が出されることをいい、事業場の外へ廃棄物が出されることではない。本調査は、廃棄物が出される量の把握を目的としているため、その趣旨に照らし、廃棄物が出された時点において、その量 |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>を把握することが適当である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「①汚泥を脱水施設から排出された状態で集計すること」については、汚泥の脱水は、発生源で行われる場合もあれば中間処理事業者に委託して行われる場合もあり、多種多様である。また、脱水処理は焼却施設と同様に中間処理施設の位置付けであり、脱水後の汚泥は既に中間処理後産業廃棄物である。したがって、汚泥の産業廃棄物としての排出量は、発生段階での量を集計することが適切であると考える。 ・ 「②動物の糞尿を統計から除外すること」については、左記のとおり、本調査はあくまでも排出量に係る調査であり、動物のふん尿の排出・処理実態が他の産業廃棄物とは大きく異なっているとしても、廃棄物処理法施行令第2条第10号において産業廃棄物として定められている動物のふん尿を統計の対象から除くということは適切ではないと考える。 ・ 「③現実に排出されていない廃棄物は除外すること」についてだが、ご指摘の「副産物」は性状等によっては廃棄物に該当する場合があります。この場合は、事業場内で再資源化されていたとしても、本統計調査の趣旨に照らし、総排出量のうちの一つに加えることは適当なものだと考える。 ・ なお、本調査においては、中間処理量、最終処分量、直接再生利用量を把握しており、御指摘の点については、現時点でもある程度お示しすることは可能と考える。 |
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> | |
| | <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物排出・処理状況調査における産業廃棄物の総排出量は約4億1900万トンとされているが、そのうち汚泥が44.2%、動物のふん |

| | |
|------------------|--|
| | <p>尿が 20.9%を占めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚泥の排出量は、含水比がきわめて高い状態で推計されていると考えられるばかりではなく、上下水道、電気・ガス事業などのインフラ事業から発生するものである。また、動物のふん尿は、畜産統計に基づき、飼育頭数から排出量が推計されているが、飼育施設周辺でそのまま肥料として利用されていることが多く、排出及び処理実態が他の産業廃棄物とは大きく異なっている。 ・ 含水比の高い汚泥及び排出や処理実態が通常と異なる動物のふん尿が総排出量の大半を占めるため、年々最終処分量が減少しているにも関わらず、廃棄物の総排出量は横ばいとなっており、国民の自助努力による減量効果が評価され辛い状況となっている。産業廃棄物として排出されている実態をより明確化するためにも、汚泥及び動物のふん尿を除外した数値も示すことによって、国民への情報提供および3Rの取組みの成果を判断する基礎材料に資することを可能とし、今後の施策の方向性を的確に判断できるようにするべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 産業廃棄物排出・処理状況調査において、①汚泥を脱水処理施設から排出された状態で集計する、②動物のふん尿を統計から除外する、③現実に排出されていない廃棄物を除外した数値も併記することによって、産業廃棄物として排出されている実態を明確化すべきである。＜平成 23 年度中措置＞ |

【グリーンイノベーション 61】

| | | |
|-------------|--|--|
| 事項名 | PCB含有基準の見直し | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ PCBを含有していると定義する最低濃度が0.5ppmと規定されている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第2条 ・ 同法施行令第1条 ・ 同法施行規則第3条 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ PCB特措法により、PCB廃棄物所有者は平成28年7月までに廃棄処理することが義務付けられている。PCBは、処分方法により「高濃度」「低濃度」に分類されるが、低濃度の最低濃度基準は0.5PPM以上と、先進諸外国基準（米・英・仏・加・豪：50PPM）から掛け離れている。「低濃度」の処分方法として、処理業者が1社しか認定されておらず、また、処分の範囲も限定されているなど、ほとんどの所有者が処理を委託可能な状況になく、継続して保管の義務が課せられている。 ・ したがって、海外では、50PPMや10PPM以下であれば通常の廃棄物として処理しており、この現状との整合性も含めて、低濃度の定義と処理の促進を検討すべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により、対応困難と考える。 |
| | 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 | <ul style="list-style-type: none"> ・ |
| | 【対応困難とする場合】要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 昭和43年に発生したカネミ油症事件の原因となった物質であるPCBは、環境中で分解されにくく、また生物濃縮しやすいという性質を有し、人の健康及び生活環境に係る被害を生ずる |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| | | <p>おそれのある物質である。このため、環境中への放出を可能な限り抑制する必要があるという考え方の下、化学処理等の方法で達成が十分可能であり分析も可能なレベルを勘案し、PCB特措法においてその処理基準を定めたところである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ PCB 廃棄物のうち、PCB を使用した高圧トランス等については、全国5箇所の拠点的広域処理施設において処理が鋭意実施されている。同処理施設の立地に際しては、地元地方公共団体から、上記の処理基準の遵守も含め処理時の安全性の確保に万全を期することを条件として、PCB 廃棄物処理事業の実施を受け入れていただいております。現在、同基準の遵守を前提として処理事業が行われているところである。 ・ また、微量 PCB 汚染廃電気機器等については、昨年 11 月、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度の対象として微量 PCB 汚染廃電気機器等を追加するなど、その処理体制の整備を図っており、今後、同認定を受けた処理施設の増加により、処理の推進が見込まれている。 ・ 以上のように、現在の処理基準は適切に設定されたものであり、現在の処理基準を見直す必要はなく、また、適当ではない。また、我が国において、処理基準の遵守も含めた安全性の十分な確保を大前提として、PCB 廃棄物の特性を踏まえた処理体制の整備を図り、処理を推進しているところ。 |
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ PCB特措法により、PCB廃棄物所有者は平成 28 年 7 月までに廃棄処理することが義務付けられており、PCB廃棄物を安全に管理し、適正処理を進めていく必要がある。 ・ しかしながら、低濃度の最低濃度基準は 0.5PPM 以上と検出値ベースとなっており、先進諸外国基準（米・英・仏・加・豪：50PPM）から掛け離れている状況にある。この厳しい基準によつ |

| | |
|------------------|---|
| | <p>て、適正処理を行える事業者や処理場も限定されており、多くの事業者が保管の継続を余儀なくされてしまっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保管による紛失のリスクを回避するためにも、少なくとも低濃度基準について海外と同程度の水準に設定することによって、安全かつ適正な処理を進めるべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 海外基準によって輸入される電気機器等は、製品表示もなされていないため、輸入時点では気づかれずに通常使用されている可能性もある。 ・ PCB廃棄物の処理費用について、平成2年以降の製造機器は汚染されていないものと仮定して、1億円必要であり、そのうち低濃度のものは6,000億円という試算結果もある。 |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ PCB廃棄物について、海外における処理実態を踏まえ、現状との整合性も含めて、低濃度の定義と処理の促進を検討すべきである。〈平成23年度中措置〉 |

【グリーンイノベーション 62】

| | |
|-------------|--|
| 事項名 | 自然的原因による汚染土壌の取扱いの見直し |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 21 年 4 月の土壌汚染対策法の改正に伴い、自然的原因によって汚染された土壌であっても、法に基づく土壌汚染対策が講じられることとなった。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染対策法 ・ 「今後の土壌汚染対策の在り方について（答申）」（平成 20 年 12 月 19 日付中央環境審議会答申） ・ 環水大土発第 100305002 号「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」（平成 22 年 3 月環境省水・大気環境局長通知） |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 土壌汚染対策法の改正に伴い、自然的原因により有害物質が含まれる汚染土壌についても汚染土壌として管理することが求められた。しかし、日本全国においてフッ素、ホウ素等の自然的原因による土壌汚染環境基準超過は広範に認められるものであり、これについて過度な負担を求めることは一般国民にとって過度な負担となり、国土の健全な利用を阻害してしまう。 ・ したがって、自然的原因による汚染土壌については、従来通り、法の対象から外す等の措置を講じるべきである。 |
| 担当府省の回答 | <p>上記改革の方向性への考え方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 旧法においては、「土壌汚染」は、人の活動に伴って生ずる土壌の汚染に限定しており、自然的原因により汚染された土壌をその対象としていなかったところ。 ・ しかしながら、平成 21 年 4 月の土壌汚染対策法改正により、土壌汚染の拡散の防止の観点から、汚染土壌の搬出及び運搬並びに処理に関する規制が創設されたところであり、当該規制の |

| | | |
|-----------------------|--|---|
| | | <p>実効性を担保する上で、自然的原因により汚染された土壌とそれ以外の汚染された土壌を区別するのは適当でないことから、自然的原因により汚染された土壌を法の対象とすることとした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ したがって、今回の法改正の趣旨に鑑みると、自然的原因により汚染された土壌について法の対象外とすることは困難である。 |
| | <p>【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容</p> | |
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然的原因により土壌環境基準に適合しない可能性がある物質は、砒素、鉛、ふっ素、ほう素、水銀、カドミウム等である。上記方向性通りとした場合、自然的原因によりこれらの物質に係る土壌環境基準等を超過した土壌については、搬出及び運搬並びに処理に関する適切な管理ができなくなることにより、汚染の拡散を招き人への健康影響が生じるおそれがある。 ・ なお、土壌環境基準等を超過した自然的原因により汚染された土壌がある土地については、原則、形質変更時要届出区域に指定されることとなり、制度上浄化等の対策を求められるものではない。 |
| <p>改革事項に対する基本的考え方</p> | | <ul style="list-style-type: none"> ・ 火山国である我が国においては、微量のフッ素・砒素等が自然界に存在することが広く知られている。 ・ 土壌汚染対策法の改正に伴い、自然的原因により有害物質が含まれる汚染土壌についても汚染土壌として管理することが求められたが、日本全国において自然的原因による土壌汚染環境基準超過は広範に認められるものであり、これについて土地の所有者の負担で土壌汚染の防止を行うことは、国民にとって過度な負担となるとともに、汚染者負担の原則を超えている。 |

| | |
|------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ また、土壌環境基準超過によって指定区域としての指定がなされることによって、土地の有効利用や国内への投資を行う際の阻害要因となり、国土の健全な利用が阻害されてしまう恐れがある。 ・ 自然由来の汚染しか懸念されない土地であっても、所有形態に変更がない場合でも、調査命令が出され、時間とコストをかけて調査を行わなければならないことは、事業の健全な運営という観点からして過度な規制ともいえる。 ・ 自然由来でも人工的であっても、健康被害が発生するおそれがあるのであれば何らかの処理が必要とも考えられるが、特に、公定法による溶出量検査における基準値は、飲料水基準と同程度となっており、海水であっても基準値を上回ることがあることから、摂取のリスクが少ない地域においても一律の基準とするのは不合理であり、法の指定基準についての妥当性検証を行うべきである。 ・ 従来は「自然由来の土壌汚染の可能性がある場合については、土地の履歴、周辺の同様な事例や地質的状况、海域との関係等の状況を総合的に勘案して判断する必要がある」とされていたが、国民に過度な負担を課す可能性の極めて高い運用変更が法改正ではなく、局長通知によって行われていることはその正当性からしても問題であり、見直しを行うべきである。 |
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 形質変更時要届出区域に指定された場合、同一敷地内であっても汚染土壌の運搬にあたって法定手続きをとる必要が生じ、事業者負担が大きくなってしまう。100 平米の汚染土壌の処理に1億円程度要したという指摘もある。 ・ 汚染土壌の拡散を未然に防止するため、設備廃棄や 3,000 m²以上の土地を形質変更する際には、事前に計画を各自治体に提出することになっているが、指定解除までの期間は改正前（約 |

| | |
|------------|---|
| | <p>3ヶ月)と比較して約7.5ヶ月と2.5倍程度にまで延びている。また、届出後に規制対象となるかの自治体判断にも1~2ヶ月程度時間を要しており、地歴や使用目的に合わせて、規制対象となるかどうかを迅速に自治体が判断可能とするための基準を明確にすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 埋立地の土壌には海水に含まれる自然由来のフッ素が存在していることが多く、大半が法の指定基準を超過してしまうという指摘もある。 |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然的原因による汚染土壌については、局長通知発出以前の通り、法の対象から外す等の措置を講じるべきである。〈平成23年度中措置〉 |

【グリーンイノベーション 63】

| | | |
|-------------|---|---|
| 事項名 | 浄化槽の法定検査の見直し | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽の所有者である浄化槽管理者は、保守点検と清掃を毎年定められた回数について行う必要があり、実施にあたって資格のある業者等に委託することができる。また、指定検査機関の行う水質に関する定期検査を年1回受けることが義務付けられている。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> ○法定検査（定期検査） <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽法第11条 ・ 同法施行規則第9条 ・ 平成19年8月29日環境省告示第64号 ○保守点検・清掃 <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽法第8条、第9条、第10条 ・ 同法施行規則第2条、第3条、第6条、第7条 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽法においては、保守点検と清掃を毎年法律で定められた回数（保守点検：年3回以上、清掃：原則年1回）について行い、その記録を3年間保存する必要があり、さらに適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかの確認のため、法定検査（水質に関する検査）を定期検査として年1回行う必要がある。 ・ 法定検査と民間の維持管理会社に委託されている保守点検とに重複感が生じていることから、法定検査の在り方を見直すべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の理由により対応困難。 |
| | 【対応可能性のある場合】見直し予定及びその内容 | |

| | | |
|--|---|---|
| | <p>【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生 じる問題点及び問題点に 対する補完措置の有無等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 保守点検は、流入負荷や設備の稼働状況を確認し、必要に応じて機器を修繕すること等により、浄化槽の所定の機能が維持できるよう定期的にメンテナンスを行うものである。 ・ 一方、法定検査は、浄化槽の保守点検・清掃が法令に定められた通り適切に行われていること、及び、浄化槽が適切に機能していることを公的に確認するため、都道府県知事が指定した指定検査機関が都道府県知事にかわって放流水質の測定や点検記録の確認を行うものであり、その結果をもって浄化槽管理者、保守点検・清掃業者へ必要な助言・指導を行っている。 ・ 法定検査を行わない場合、保守点検・清掃等が適切に行われておらず所定の機能が発揮できていない浄化槽に関し、行政による改善の助言・指導等を行うことが困難となり、ひいては、適切に処理されない水が放流され、公共用水域等の水質悪化を招くおそれがある。 ・ したがって、保守点検と法定検査については、現行制度通り適切に行われる必要があることから、御提案については対応は困難である。 |
| | <p>改革事項に対する 基本的考え方</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽法においては、保守点検と清掃を毎年法律で定められた回数（保守点検：年3回以上、清掃：原則年1回）について行い、その記録を3年間保存する必要がある、さらに適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかの確認のため、法定検査（水質に関する検査）を定期検査として年1回行う必要がある。 ・ 浄化管理者は、保守点検等で適切な管理を実施している場合であっても更なる費用を負担して法定検査を受検する必要がある、重複感が生じていることから、民間の事業者による実施や手続きの代行、保守点検・清掃結果の書類等の提出による簡略化など、法定検査の在り方を見直すべきである。 |

| | |
|------------------|--|
| <p>具体例、経済効果等</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化管理者は法定検査のために 5,000 円程度以上の検査料を支払う必要があり、既に保守点検等で適切な管理を実施している場合には、当該検査結果の提出等をもって代替可能とすべきである。 ・ 指定検査機関による実施が特定の団体に偏ってしまい、費用面等で競争原理が働かないという指摘もある。 ・ 一部の自治体で実施しているように、保守点検業者又は清掃業者が検査手続きを代行する仕組みを普及させることによって、合理化・効率化を図ることも考えられる。 |
| <p>改革案</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 浄化槽法に基づく法定検査と民間の維持管理会社に委託されている保守点検とに重複感が生じていることから、検査期間の延長、保守点検・清掃結果等の提出による簡略化、民間の事業者による実施や手続きの代行を認めるなど、法定検査の在り方を見直すべきである。＜平成 23 年度中措置＞ |

【グリーンイノベーション】

| | | |
|-------------|---|---|
| 事項名 | 農地における開発許可の見直し③ | |
| 規制・制度の概要 | <ul style="list-style-type: none"> 農地転用にあたって、「申請に係る農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得て」いる必要がある。 <p><根拠法令></p> <ul style="list-style-type: none"> 農地法第4条第2項第3号、5条第2項第3号 | |
| 改革の方向性（当初案） | <ul style="list-style-type: none"> 農地転用にあたって、原則として全ての地権者（登記簿謄本上の所有権登記者）の同意が必要であるが、実際には所有権登記者の死亡後数十年が経過して相続人が不明の場合や、数十人もの共有名義の土地で一部名義人が不明な場合なども多く、かかる場合に開発許可の取得が極めて困難となっている。 したがって、地権者不明の場合は、固定資産税納税者の同意で対応するなど、合理的な範囲で認めるようにすべきである。 | |
| 担当府省の回答 | 上記改革の方向性への考え方 | |
| | 【対応可能性のある場合】 見直し予定及びその内容 | |
| | 【対応困難とする場合】 要望へ対応した場合に生じる問題点及び問題点に対する補完措置の有無等 | <ul style="list-style-type: none"> 農地転用許可制度においては、優良農地を確保していく観点から、具体的な転用目的を有しない投機目的や資産保有目的による農地の取得を防止するため、転用許可の申請があった場合には、申請者に対する一般的な要件として、転用事業を遂行するに足る資力や信用などとともに、「申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ている」との要件を満たしていることを求めているところである。 この要件については、転用許可申請に係る農地 |

| | | |
|--|--|---|
| | | <p>について、申請者のほかに賃借権や共有権等の権利を有する者がいる場合、それらの者の同意を得ていない転用申請にあっては、転用許可を行ったとしても、それらの者の反対等により申請に係る転用事業が行われなくなる可能性があり、そうした事態を未然に防ぐ観点から設けているものである。</p> <ul style="list-style-type: none">・ なお、民法第 251 条においても、「各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、共有物に変更を加えることができない」と規定されている。 |
|--|--|---|

- 検討の結果、グリーンイノベーションに留まる課題ではなく、全体での議論が必要であると判断し、中期的検討課題とした。